

●一般的事項

I. 作成・記入について

- 資源エネルギー庁 HP に掲載される Microsoft ワードファイルの様式を用いて作成すること。
- 日本語で記載すること。別添資料については英語の記載も可とするが、日本語で概要を付すこと。
- 箇条書き・表・図などを用いて、簡潔に概要を記載し、詳細の説明や根拠資料は別添とすること。
- 本文中に記載した金額等の定量情報に対し、根拠資料として複数の別添資料を添付する場合、当該金額等との対応関係を示すこと。
- 予め記載された様式内容（項目・構成）は変更しないこと。ただし、項目の趣旨に即した形で、事例に合わせ、欄の追加、行・列挿入によるフォーマットの変更は可能とする。
- 重複する内容は、申請書内で参照・引用することもできる。
- 本要領の記載例は、あくまでも本様式の趣旨を示すための例であり、記載例の内容に留まらず、認定の基準に適合していることを示す内容を記載すること。なお、本要領を通じ、特定のプロジェクトを想定して記載しているわけではない。
- 希望内容ごとに提出が必要となる様式は、「10 希望する措置等」の注に記載しているので確認すること。
- 法第 10 条第 1 号ロによる助成金の交付（拠点整備支援）を受けようとする低炭素水素等供給等業計画の記載要領については、確定次第、追記する。

II. 申請の提出方法について

- 申請は、申請者のうち 1 者がとりまとめて、資源エネルギー庁の HP に掲載される方法に基づき、電子申請により行うこと（申請書を分割し、複数の申請者から別々に提出することは不可とする。）。
- 申請書の作成に当たり、申請者ごとに申請書に記載された情報の共有範囲を設定することは可能とする（その場合、各申請者が把握・確認している申請書の箇所を別添等にて示すこと）。ただし、とりまとめて提出する申請者は、申請書全体の情報を把握していること。

※本記載要領は、2025 年 2 月 28 日時点での状況に基づき作成したものであり、今後質問等を踏まえ加筆・修正を行うことがあります。

※2024 年 11 月 22 日 次の箇所を修正・加筆しました。

4 (1) (イ) の解説(Ⅲ 供給量の説明の明確化)、4(2) (イ) の解説(Ⅳ 利用量の説明の明確化)、9(1) (ロ) の解説 (他の補助金・制度等に関する説明の追加；9(2) (ロ)、9(3) (ロ) も同様)、別表 1 1-(2) (イ) の解説 (労働安全衛生等に関する説明の追加；別表 1 1-(3) (イ)、別表 1 1-(4) (イ) も同様)、別表 1 1-(2) (ロ) の記載例 (CCS のリスクに関する記載を移設；別表 1 1-(3) (ロ) の記載例)、別表 1 1-(3) (ロ) の解説 (記載例の変更に伴う解説内容の修正)、別表 1 1-(6) の解説 (先行助成対象費用に関する必要書類を追加)、別表 1【参考 2】 (α2 が定数とできることを追加)、別表 1【参考 2】 (θ1 の説明を追加)、別表 1 1-(9) の記載例(記載例を追加)、別表 1【参考】 (6) (参照価格の指標の説明を追加)、別表 1 5-(1) の解説を修正、別表 1 5-(3) の解説を追加、ほか誤記・脱字等を修正

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

※2024 年 12 月 26 日 次の箇所を修正・加筆しました。

2(2)の解説(排出係数の説明の明確化)、2(2)【参考】(1)(低炭素水素等の量の算定、報告方法の追加)、2(2)【参考】(2)(第三者機関等による確認方法の追加)、2(2)【参考】(3)(概算払時の供給量の算定方法の追加)、4(2)(イ)の解説(貯蔵又は輸送の量の説明の明確化)、7(4)の解説(SPCの実施体制を疎明する提出書類の明確化)、添付書類の解説(資料提出する事業者の明確化)、別表1 1-(7)の解説(キャッシュフローモデルに記載する情報の追加)、別表1 2-(1)の記載例(記載例を明確化)、別表1 2-(3)【参考】(5)の解説(過去の契約金額の説明の明確化)、別表1 2-(3)【参考】(6)の解説(被代替物の追加)、別表1 4(1)の記載例(記載例を明確化)、ほか誤記・脱字等を修正

※2025 年 2 月 28 日 次の箇所を修正・加筆しました。なお、今回の修正・加筆箇所は黄色ハイライトにて、その変更点を示しています。

一般的事項、2(1)の解説(ストラクチャー図に関する説明、マテリアルフロー図の追記)、4(2)(ハ)の解説(記載内容の具体化)、7(4)の記載例と解説(SPC 設立国の追記)、9(1)(イ)の記載例と解説(2024 年度以前を追記)、9(2)(イ)の記載例と解説(2024 年度以前を追記)、9(3)(イ)の記載例と解説(2024 年度以前を追記)、別表1 1-(11)の解説(類似業務実績の具体化)、別表1 1-(14)の解説(地域連携における取組について記載内容の具体化)、別表1 2-(3)の記載例と解説(参照価格に含める環境価値の記載を追記)、別表1 2-(3)【参考】(7)の解説(既存の用途向けにおける参照価格の考え方を追記)、別表1 5-(1)の解説(支援終了後のコストについて記載内容の具体化)、別表1 5-(3)の解説(経済波及効果の算出に用いる算定根拠を追記)、ほか誤記・脱字等を修正

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

様式第一（第2条第1項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定申請書

令和〇年 〇月 〇日

経済産業大臣 名 殿

国土交通大臣 名 殿

●宛名

- 宛名は、経済産業大臣とすること。（「名」には当該大臣の氏名を記載）ただし、供給等施設を港湾（港湾法の規定による港湾）に整備する計画及び導管（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものに限る。）を設置する計画にあつては、経済産業大臣に加えて、国土交通大臣も宛名に併記すること。

住所 〇〇〇〇〇〇
名称 A株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇
名称 B株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇
名称 C株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇
名称 D株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇
名称 E株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので、申請します。

記

1 名称等

(1) 申請者の名称等

申請者の氏名又は名称

A株式会社 (代表申請者)

代表者名 (申請者が法人又は法人でない団体の場合)

代表取締役 ●● ●●

資本金の額又は出資の総額

XXXXXXX 円

常時使用する従業員の数

XXXX 人

法人番号 (申請者が法人の場合)

XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

XXXXXXXXXX

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等)

●● ●● (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割 (低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者)

低炭素水素等供給事業者

申請者の氏名又は名称

B株式会社

代表者名 (申請者が法人又は法人でない団体の場合)

代表取締役 ●● ●●

資本金の額又は出資の総額

XXXXXXX 円

常時使用する従業員の数

XXXX 人

法人番号 (申請者が法人の場合)

XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

XXXXXXXXXX

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等)

●● ●● (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割 (低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者)

低炭素水素等供給事業者

申請者の氏名又は名称

C株式会社

代表者名 (申請者が法人又は法人でない団体の場合)

代表取締役 ●● ●●

資本金の額又は出資の総額

XXXXXXX 円

常時使用する従業員の数

XXXX 人

法人番号 (申請者が法人の場合)

XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

XXXXXXXXXX

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等)

●● ●● (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割 (低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者)

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

低炭素水素等供給事業者

申請者の氏名又は名称

D 株式会社

代表者名（申請者が法人又は法人でない団体の場合）

代表取締役 ●● ●●

資本金の額又は出資の総額

XXXXXXX 円

常時使用する従業員の数

XXXX 人

法人番号（申請者が法人の場合）

XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

●● ●● (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割（低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者）

低炭素水素等利用事業者

申請者の氏名又は名称

E 株式会社

代表者名（申請者が法人又は法人でない団体の場合）

代表取締役 ●● ●●

資本金の額又は出資の総額

XXXXXXX 円

常時使用する従業員の数

XXXX 人

法人番号（申請者が法人の場合）

XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

●● ●● (XXX-XXXX-XXXX)

計画における役割（低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者）

低炭素水素等利用事業者

(2) 法第7条第3項に規定する者の名称等（当該者がいる場合に記載）

氏名又は名称

G 株式会社

代表者名（法人又は法人でない団体の場合）

代表取締役 ●● ●●

資本金の額又は出資の総額

XXXXXXX 円

常時使用する従業員の数

XXX 人

法人番号（法人の場合）

XXXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

●● ●● (XXX-XXXX-XXXX)

（注）申請者又は法第7条第3項に規定する者が2以上の場合にあっては、代表申請者を明確にした

上で、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

(注) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）による助成金の交付（法第 10 条第 1 号イ関係（価格差に着目した支援）、法第 10 条第 1 号ロ関係（拠点整備支援））を希望する場合にあっては、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者をそれぞれ一者以上記載すること。

●「1 名称等」について

I. 申請者

- 申請者は、低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者でなければならない。
- 申請者については、宛名の下に、住所・名称・代表者の氏名を記載するとともに、1（1）に名称等を記載すること。
- 法第 10 条第 1 号に掲げる助成金（価格差に着目した支援、拠点整備支援）の交付を受けようとする場合、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同で申請すること。
- 代表申請者は、計画全体を取りまとめる立場にある者が担うことを想定しており、本計画に関する連絡に際し、優先的に使用する。

II. 低炭素水素等供給事業者

- 低炭素水素等供給事業者とは、国内で低炭素水素等を製造して供給する事業若しくは海外から低炭素水素等を輸入して供給する事業及びこれらに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う事業者をいう。
- 国内で製造する場合、低炭素水素等を製造する事業者が低炭素水素等供給事業者として、申請者となること。また、国内で製造を行う事業者が特別目的会社（SPC）の場合、その主たる出資事業者も申請者となること。
- 海外から輸入する場合、低炭素水素等の輸入行為を行う事業者が低炭素水素等供給事業者として、申請者となること。また、輸入行為を行う事業者が SPC の場合、その主たる出資事業者も申請者となること。また、海外で低炭素水素等を製造する事業者（SPC 含む）も低炭素水素等供給事業者として申請者となることができる。
- 低炭素水素等を、国内で製造又は輸入せず、国内において貯蔵、輸送又は販売のみを行う事業者は、低炭素水素等供給事業者に該当しない。

III. 低炭素水素等利用事業者

- 低炭素水素等利用事業者とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用（水素ステーションの運営事業含む）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業を行う事業者をいう。
- 低炭素水素等を直接利用せず、国内で貯蔵、輸送又は販売のみを行う事業者は、低炭素水素等利用事業者に該当しない。

IV. 法第 7 条第 3 項に規定する者

- 法 7 条第 3 項に規定する者は、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者以外の者で、低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売（以下「貯蔵等」）のみを行う事業者をいう。低炭素水素等供給等事業計画に記載する場合、（2）に記載する。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

※法第7条第3項に規定する者は申請者となることができないため、宛名の下住所・名称・代表者の氏名の記載は不要

【価格差に着目した支援を受けようとする場合】

- 海外から低炭素水素等を輸入して供給する事業において、複数の低炭素水素等供給事業者が存在する場合には、価格差に着目した支援において、助成金の交付を受ける者は、低炭素水素等供給事業者のうち、輸入行為を直接行う事業者とする。なお、助成金の交付を受ける者は、本計画申請の代表申請者と同一の者である必要はない。

2 低炭素水素等供給等事業計画の概要

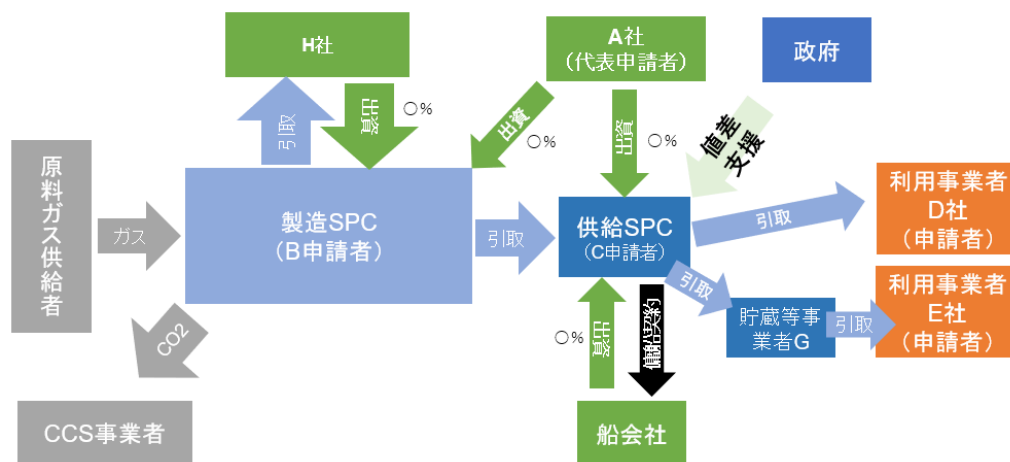
(1) 低炭素水素等供給等事業計画の概要

〈計画の概要〉

- 〇〇国で天然ガス改質水素により、アンモニアを製造・海上輸送し、国内の〇〇港に荷揚げし、周辺の石炭火力発電所及び化学工場等で利用する。

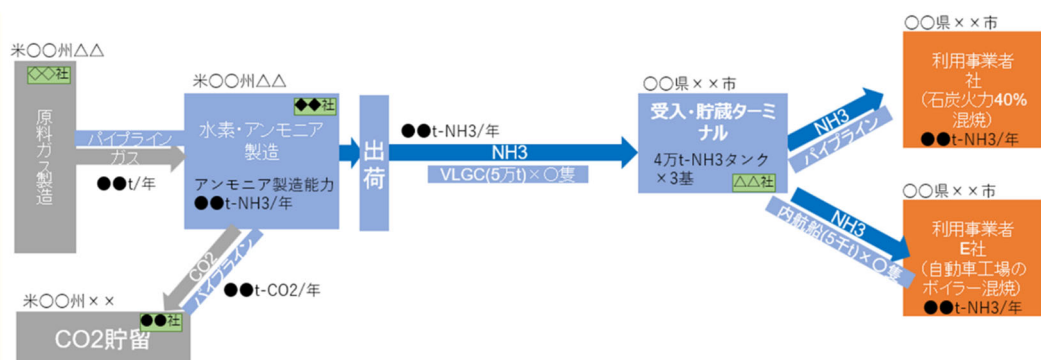
〈事業ストラクチャー〉

- 下図のとおり。
- 国内で受入・販売を行う SPC である C 社の最大出資者 A が代表申請者。
- 助成金の交付先は、C を想定。



〈マテリアルフロー〉

- 下図のとおり。



(注) 計画全体の概要及び事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

●「2 (1) 低炭素水素等供給等事業計画の概要」について

- 「計画の概要」として、製造場所、製造方法、水素等の種類、利用場所を端的に記載する。
- 「事業ストラクチャー」として、図表等により、低炭素水素等の製造・輸送・貯蔵・利用における事業の実施者の役割 (SPC が含まれる場合、出資者及びその出資率も記載)、原料・CCS・海上輸送・水素等の売買等における主な契約関係を記載すること。また、代表申請者、他の申請者、助成金の交付先となる事業者がわかるよう記載すること。

なお、運転開始までに新たに設立を予定する法人 (申請時点で未設立だが運転開始までに設立する SPC など) が含まれる場合には、当該法人を設立した後の事業ストラクチャーを記載し、申請者 (申請時点における申請者) との関係 (出資等) を明示すること。

- 「マテリアルフロー」として、図表等により、低炭素水素等の製造 (原料の調達先も含む)・輸送・貯蔵・利用を行う事業者名及び実施地点 (県・市区町村) を明記した上で、当該範囲における原料及び製造品等の流れと量 (任意の単位/年)、主要な設備 (低炭素水素等製造設備、貯蔵タンク、輸送機械) の規模を記載すること。また、利用事業者については利用量と利用用途を示すこと。
- なお、製造地点、製造及び輸送方法等が複数ある場合は個別に記載すること。

(2) 低炭素水素等の種類

水素等の種類: ☐水素 ☒アンモニア ☐合成燃料 ☐合成メタン

① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量	〇〇 kgCO₂e/kgNH₃ 【炭素集約度算定範囲】 本事業の炭素集約度の算定範囲は、天然ガスの生産供給からキャリア変換であるアンモニア製造プロセスにかかる排出までとした。
② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)	➤算定式 $CI_{NH_3} \left[\frac{kgCO_2e}{kgNH_3} \right] = \frac{\text{天然ガス原料生産プロセスの二酸化炭素排出量 [kgCO}_2\text{e]} + \text{アンモニア製造プロセスの二酸化炭素排出量 [kgCO}_2\text{e]} - \text{二酸化炭素控除量 [kgCO}_2\text{e]}}{\text{製品アンモニアの製造量 [kg]}}$ (1)アンモニア製造量 年間〇万トンのアンモニアを定常的に製造するプラントにおける平均的な排出量の見込み値として算定。 (2)算定境界内における二酸化炭素総排出量 【二酸化炭素総排出量】 = 【天然ガス原料生産プロセスの二酸化炭素排出量】 + 【アンモニア製造プロセスの二酸化炭素排出量】 (内訳) 天然ガス原料生産プロセス ・コンプレッサーからのベントや、その駆動機からの排出ガス [〇〇kgCO₂e/y]

- ・酸性ガス除去ユニットからの大気ベントガス[〇〇kgCO₂e/y]
- ・上流ガスプラントのフレアスタックからの燃焼排出ガス[〇〇kgCO₂e/y]
- ・〇〇〇

(内訳) アンモニア製造プロセス

- ・酸性ガス除去ユニットからの大気ベントガス[〇〇kgCO₂e/y]
- ・一次改質反応器からの排出ガス[〇〇kgCO₂e/y]
- ・ボイラからの排出ガス[〇〇kgCO₂e/y]
- ・発電用内燃機関からの排出ガス[〇〇kgCO₂e/y]
- ・〇〇〇

排出源と排出量の根拠は証憑〇〇に示す。

(3)二酸化炭素控除量

二酸化炭素控除量は以下の考え方にに基づき算定した。

【二酸化炭素控除量】=【二酸化炭素回収量】－【二酸化炭素回収装置等における燃料・電力消費からの排出量】－【漏洩量】

今回は、〇〇工程で発生する二酸化炭素のうち〇%以上を CCS にて回収することを想定し、それに伴う二酸化炭素排出量や漏洩量の詳細は別添〇に示す通り。

(4)加算の対象外とする GHG 排出量（カットオフ）

カットオフ可否の基準については〇〇を参照し、二酸化炭素排出量の算定境界内の総排出量に対して〇%未満となる排出源をカットオフの対象とした。カットオフ対象のリストを別添〇に示す。また、カットオフした排出量の合計は、総排出量のうち、〇%である。

【カットオフ/総排出量】=【カットオフした二酸化炭素排出量】÷【二酸化炭素総排出量】

(5)炭素集約度の算定における対象ガス

二酸化炭素以外の温室効果ガス（GHG）については、下記算定式に基づき、当該ガスの排出量に、IPCC 第 5 次評価報告書における地球温暖化係数（100 年値）（GWP100）を乗じ、二酸化炭素の量に換算した値を算定した。

対象ガスの GHG 排出量[kgCO₂e] = 対象 GHG ガス量 [kg] × GWP100

(内訳) 天然ガス製造プロセス

二酸化炭素（GWP100:xx）、メタン（GWP100:xx）、一酸化二窒素（GWP100:xx）

(内訳) アンモニア合成プロセス

二酸化炭素（GWP100:xx）、メタン（GWP100:xx）、〇〇〇

(GWP100 の出典：〇〇〇)

(6)電力排出係数

	・天然ガス製造プラント使用電力排出係数：〇〇kg-CO₂/kWh（電力事業者 A） ・アンモニア合成プラント使用電力排出係数：〇〇kg-CO₂/kWh（電力事業者 B） それぞれ、電力事業者 A, B の証憑である添付〇と〇に基づく。 なお、実際に水素等の供給を開始した際、低炭素水素等の炭素集約度は〇〇といった機関に確認を求める予定。確認プロセスに関する詳細については別添〇の通り。
--	--

（注）「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する液体をいう。以下同じ。

（注）「合成メタン」とは、施行規則第 2 条第 3 号に規定するメタンをいう。以下同じ。

（注）①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和 6 年経済産業省告示第 174 号。以下「判断基準」という。）」において定める算定方法に従うこと。

（注）2 以上の種類の低炭素水素等の供給又は利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

● 「2（2）低炭素水素等の種類」について

I. 水素等の種類

- 最終的に供給する水素等の種類を選択すること。（例えば、アンモニアを供給媒体として用い、水素として供給する場合には「水素」を選択する。）

II. 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量

- 二酸化炭素排出量の算定にかかる国際的な標準規格の例を以下に示す。算定において参照した規格を明示し、その合理性を説明すること。

例：ISO14040, ISO14044, ISO14060, ISO14064, ISO14067, ISO/TS19870, ISO6338-1 等

- 原料生産、原料輸送、製品製造、製品輸送、製品貯蔵、製品利用のうち、選択した水素等の種類に該当する範囲を設定して計算すること。

III. 算定根拠：水素等の製造等に伴い排出される二酸化炭素（GHG）の量

- 申請時点と供給開始以降で、参照するデータや算定方法が異なる場合は、その理由を説明すること。
- 一次データを用いて計算する場合は、データの取得方法と算定手法を示すこと。
- 二次データを用いる場合は、出典とそのデータを用いることの妥当性を示すこと。
- 二酸化炭素排出算定の対象となる GHG の種類を明らかにした上で、GHG 排出の根拠となる計算及

び発生源の証拠と、それらの正当性を示す資料を示すこと。

- 電力及び電力に関係する証書等を外部調達する場合においては、関連する二酸化炭素の排出係数を明示すること。
- 二酸化炭素を回収・貯留・有効利用する場合において、二酸化炭素排出量を控除する場合は、その方法論を明示し、合理性を説明すること。

IV. 算定根拠：単位系

- 低炭素水素の種類に応じ、以下のいずれかの単位を用いること。
 - ・ 水素：kgCO₂e/kgH₂（水素 1 kg の製造に伴って排出する二酸化炭素の量）
 - ・ アンモニア：kgCO₂e/kgNH₃（アンモニア 1 kg の製造に伴って排出される二酸化炭素の量）
 - ・ 合成燃料：gCO₂e/MJ（1MJ の合成燃料の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量）
 - ・ 合成メタン：gCO₂e/MJ（1MJ の合成メタンの製造等に伴って排出される二酸化炭素の量）
- 単位に熱量が含まれる場合は、低位発熱量（LHV）基準で統一すること。
- 水素等が他の物質との混合物として製造等される場合は、当該混合物中に含まれる水素等の重量を用いること。

V. 算定根拠：カットオフ

- 二酸化炭素排出量の計算においてカットオフを実施した場合は、次の a, b, c の説明をすること。
 - a. カットオフの基準
 - b. カットオフの対象
 - c. 算定範囲内において、カットオフした二酸化炭素排出量は全体のうち何%であるか。

VI. 算定根拠：アロケーション

- 連産品（Co-product）が存在し二酸化炭素排出量の配分が必要な場合、配分方法を説明した上で、その正当性を示す資料を提示すること。

VII. 炭素集約度のモニタリング

- 低炭素水素等の供給期間における第三者機関等による炭素集約度の確認の計画を本文中、あるいは別添資料にて説明すること。

【参考】（１）供給開始後の低炭素水素等の量の算定及び報告方法

ア 支援対象となる低炭素水素等の量は、助成対象期間（１月１日から１２月３１日までの１年間）に供給した水素等のうち、任意に選択した炭素集約度を算定するための期間（単位算定期間）ごとの炭素集約度を加重平均した値が、省令で定める低炭素水素等の要件を満たす場合、同期間中に供給された水素等の総量とする。また、要件を満たさない期間中に供給された水素等は支援対象とはならない。

イ 単位算定期間は、各年度の実施計画において 30 分から 1 か月の間の任意の間で設定することができる。設定した単位算定期間ごとに炭素集約度の値（単位算定期間炭素集約度）を算出する。（例えば、水素等の製造等に伴い排出される二酸化炭素（GHG）量を 30 分ごとに算定し、炭素集約度を算定する場合は、「30 分」を単位算定期間とする。）

ウ 助成対象期間中に概算払いを受けようとする場合は、当該概算払いの対象となる期間に供給した低炭素水素等のうち、概算払いの対象となる量を上記アと同様に算出する。このとき、年度末の精算払いの際に、既に概算払いを受けた単位算定期間における低炭素水素等について、精算払いの対象となる低炭素水素等の量を算定する際には含めることとするが、二重で支払いの対象とすることはできない。※「【参考】（３）概算払を受けようとする場合の低炭素水素等の量の算定の例」参照

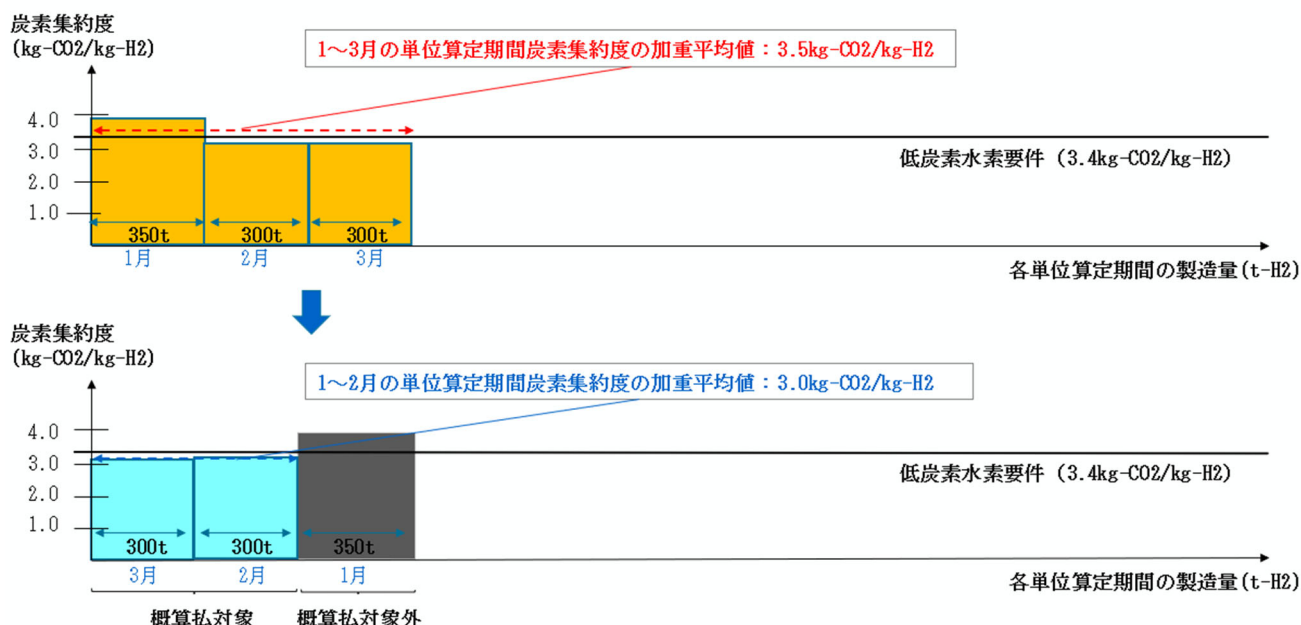
エ 概算払い及び精算払い請求時には、単位算定期間ごとの炭素集約度を説明するデータを機構に報告すること。（報告データの例：二酸化炭素排出源とその排出量、データの参照先（一次データ・二次データ）、低炭素水素等製造量、原料・エネルギーおよび電力の種類、電力調達の際の証書等、原料および電力投入量、CCS 事業者への二酸化炭素輸送量、CCS 等による二酸化炭素控除量等）

【参考】（２）供給開始後の第三者機関等による炭素集約度の確認方法

年間３回を上限とする概算払を受領する場合は、その都度、支援の対象となる低炭素水素等の量を確認するため、単位算定期間ごとの炭素集約度及びその算定根拠となる資料の提出を求めるが、第三者機関等による炭素集約度の確認までは不要とする。第三者機関等による炭素集約度の確認は、年度末の年度報告までに助成対象期間（１月１日から１２月３１日までの１年間）の全期間に対して実施し、その結果を報告すること。

【参考】（３）概算払いを受けようとする場合の低炭素水素等の量の算定の例

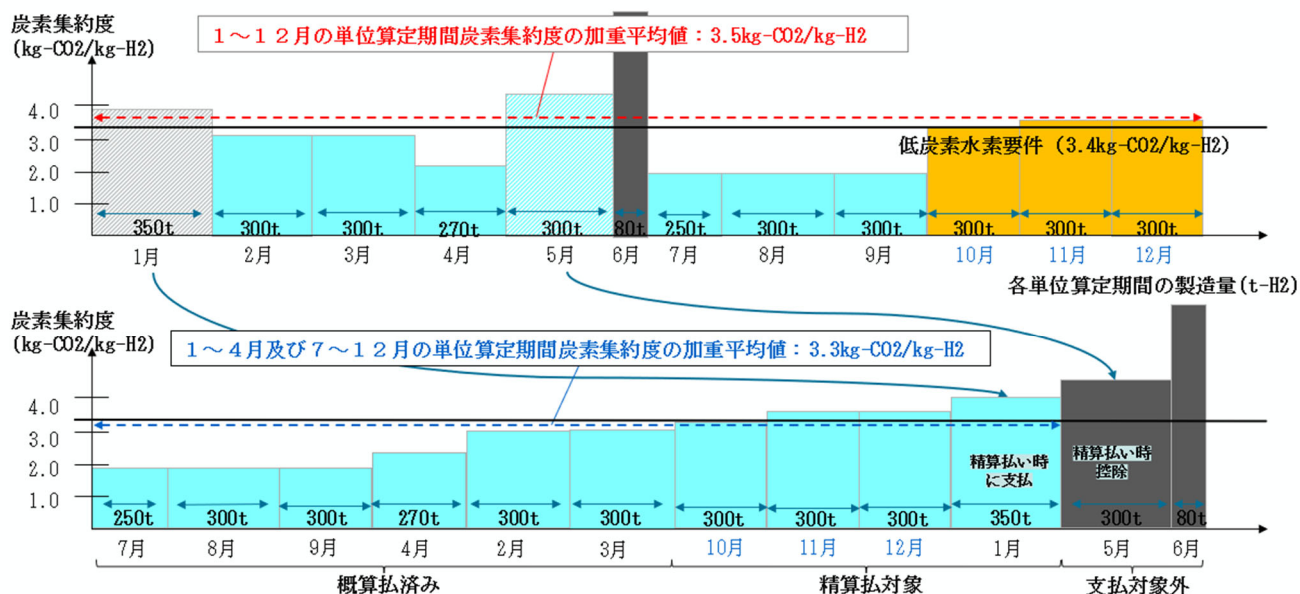
① ある低炭素水素等供給事業者が供給した水素について、その炭素集約度の単位算定期間を「１か月」と設定したうえで、概算払のために１～１２月の助成対象期間のうち１～３月の炭素集約度を報告する際、以下の図の通りの単位算定期間炭素集約度が算出されたとする。また、１～３月の全期間の単位算定期間炭素集約度を加重平均した値は省令で定める低炭素水素の要件を満たさないものの、１月を除いた２～３月の値は当該要件を満たすとする。このとき、概算払の対象となる低炭素水素の量を最大化するために、当該要件を満たす２～３月に供給された水素を低炭素水素として報告することで、当該期間中に供給された水素の量が概算払の対象となる。なお、報告から除いた１月に供給された水素は概算払の対象外となる。



記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

② ①の事業者が、四半期毎の概算払の報告を経て、年度報告する際に、以下の図の通りの単位算定期間炭素集約度が算出されたとする。このとき、1～12月の全期間の単位算定期間炭素集約度を加重平均した値は省令で定める低炭素水素の要件を満たさないものの、5～6月を除いた1～4月及び7～12月の値は当該要件を満たすとする。このとき、精算払の対象となる低炭素水素の量を最大化するために、当該要件を満たす1～4月及び7～12月に供給された水素を低炭素水素として報告することで、当該期間中に供給された水素等の量が精算払の対象となる。なお、これまでの概算払の対象となった2～5月及び7～9月並びに報告から除いた6月に供給された水素は今回の精算払の対象外となる。また、全期間の加重平均の結果、5月に供給された水素は精算払の対象外となるため、既に概算払された5月に供給された水素への支払相当額を除いた額を、当該助成対象期間の精算として支払うこととなる。



3 低炭素水素等供給等事業計画の目標

低炭素アンモニアの輸入を行い、2030年から2055年まで継続することで、同年までの累計供給量〇〇万トン(年間〇〇万トン×25年)を目指す。

本計画の実施により、基本方針において掲げられている2030年のアンモニアの供給量目標年間300万トンのうち、〇%の供給を担い、我が国の低炭素アンモニアの安定供給に貢献する。

また、累計利用量のうち、〇万トンを化学、〇万トンを発電分野で利用することで、こうした分野における脱炭素化に貢献する。

本計画の実施を通じて〇〇の技術の世界で初めて商用稼働させ、当該技術の海外展開を目指す。

(注) 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針(令和6年経済産業省・国土交通省告示第5号)において定められている低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義並びに基本的な方向及び目標を踏まえ、低炭素水素等供給等事業を通して達成しようとする、低炭素水素等の供給及び利用を促進するために必要な供給量・利用量、構成されるサプライチェーンの絵姿等の目標を記載すること。

● 「3 低炭素水素等供給等事業計画の目標」について

➤ 上記(注)に基づき、数行程度で簡潔に記載すること。

4 低炭素水素等供給等事業計画の内容

(1) 低炭素水素等供給事業の内容

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(イ) 低炭素水素等供給事業の内容

水素等の種類： ☐ 水素 ☒ アンモニア ☐ 合成燃料 ☐ 合成メタン	
供給の方法 (供給媒体)	☐ 国内で製造（都道府県： ） ☒ 輸入（国：〇〇国） (供給媒体：アンモニア)
供給量	〇〇万 t / 年（日本への供給量）
貯蔵又は輸送の方法	-
貯蔵又は輸送の量	-

水素等の種類： ☒ 水素 ☐ アンモニア ☐ 合成燃料 ☐ 合成メタン	
供給の方法 (供給媒体)	☐ 国内で製造（都道府県： ） ☒ 輸入（国：〇〇国） (供給媒体：アンモニア)
供給量	〇〇万 t / 年（日本への供給量）
貯蔵又は輸送の方法	-
貯蔵又は輸送の量	-

(注) 2以上の種類の低炭素水素等の供給又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

(注) 「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

● 「4 (1) (イ) 低炭素水素等供給事業の内容」について

➤ 低炭素水素等供給等事業計画に低炭素水素等供給事業を含む場合に記載する。

I. 水素等の種類

➤ 「2 (2) 低炭素水素等の種類」に合わせること。

II. 供給の方法

➤ サプライチェーン全体を通じ、水素等を製造する場所に応じ選択すること。

➤ 「供給媒体」は、水素等を海上輸送する際における形態を記入すること（例：「液化水素」「アンモニア」「MCH」など）。国内で製造を行う場合は空欄とすること。

III. 供給量

➤ 日本への供給量を記入すること。なお、水素等が他の物質との混合物として供給される場合、当該混合物中に含まれる水素等の量とすること。また、供給量は利用事業者に到達する供給量とし、各利用事業者の利用量の和が供給量となるようにすること。

➤ 年度ごと供給量が異なる場合、「低炭素水素等供給事業の事業実施期間（「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」で定める期間）中の平均単年度供給量（事業実施期間中の総供給量÷事業実施期間（年））」を記載すること。

- 低炭素水素等の輸送において、本邦のみならず第三国への輸送を同時に行う場合は、総輸送量のうち、本邦への輸送量の割合を示すこと。

【価格差に着目した支援を受けようとする場合】

- 価格差に着目した支援を受けようとする場合は、「助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間（助成対象期間、15 年間）の総供給量」、「助成対象期間中の単年度平均供給量（助成対象期間中の総供給量÷15 年）」、「助成対象期間及び供給継続期間（助成対象期間終了後から 10 年間）中の各年度の供給量」も記載すること。

IV. 貯蔵又は輸送の方法

- 低炭素水素等供給事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合に記載する。

V. 貯蔵又は輸送の量について

- 低炭素水素等供給事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合に記載する。
- 貯蔵設備及び輸送設備の規模がわかる値を記載する。

（ロ）低炭素水素等供給事業の内容に関する説明

○年～○年まで○○国○○州にて、低炭素アンモニアの製造設備の建設を行う。並行して○年～○年まで付随するタンク、パイプライン等設置に向け、○○に関する許認可を取得する。
○年～○年まで、試運転を行った後、○年から年間○万 t の低炭素アンモニアの製造を開始。
○国にて天然ガスから○○を用いてアンモニアを製造し、○年～○年の期間、年間○万 t を本邦に輸入する見込み。ただし、○年ごとの定期検査・改修に伴い、当該年度の供給量は年間○万 t となる見込。

●「4（1）（ロ）低炭素水素等供給事業の内容に関する説明」について

- 供給事業について「完工までのスケジュール」、「用いる技術」、「許認可・契約関係の調整状況」、「低炭素水素等の供給量」等に関する詳細な説明を記入すること。
- 低炭素水素等供給事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合、貯蔵又は輸送についても記載する。

【価格差に着目した支援を受けようとする場合】

- 価格差に着目した支援を受けようとする計画であり、（別表 1）により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、当該記載欄に「（別表 1）1 のとおり」などと記載することも可とする。

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

本事業の製造設備における○○の技術については、本邦企業である○○社の製品を採用する。○○社は当該技術に関し特許を多く取得しており、海外競合他社（○○社、○○社など）の製品と比較して、○○の点について競争力を持つ。また、同社は商業運転時に得たデータをフィードバックして、より低廉な技術の開発を目指す。加えて、当該技術を本事業の実施地である○○国で導入するのは初めてであり、当該事業の実績をもって、同国内の市場獲得を目指す。

（注）低炭素水素等供給事業者が 2 以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（1）（イ）～（ハ）を記載すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

- 「4（１）（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組」について
- 供給事業に採用した技術について、我が国の企業が有する技術的な優位性や、当該技術を本計画に採用することに伴って得られる効果を記入すること。

（２）低炭素水素等利用事業の内容

（イ）低炭素水素等利用事業の内容

水素等の種類： ☐ 水素 ☒ アンモニア ☐ 合成燃料 ☐ 合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	D株式会社
貯蔵又は輸送の方法	① 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇に貯蔵タンクを建設。 ② 貯蔵タンクから〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇発電所への輸送はパイプラインによる輸送。
貯蔵又は輸送の量	① アンモニアタンク貯蔵量：XX 万 t × X 基 ② パイプライン輸送量：XX 万 t / 年
利用方法	〇〇発電所における石炭火力発電設備へのアンモニアの混焼
用途	☒ 燃料 ☐ 原料
利用量	〇〇万 t / 年

水素等の種類： ☒ 水素 ☐ アンモニア ☐ 合成燃料 ☐ 合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	E株式会社
貯蔵又は輸送の方法	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇の貯蔵タンクから〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇工場への輸送はタンクローリー車〇台による輸送。
貯蔵又は輸送の量	タンクローリー車での輸送量：XX 万 t / 年
利用方法	〇〇製造工場でのボイラー燃料
用途	☒ 燃料 ☐ 原料
利用量	〇〇万 t / 年

水素等の種類： ☒ 水素 ☐ アンモニア ☐ 合成燃料 ☐ 合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	F株式会社
貯蔵又は輸送の方法	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇：貯蔵タンク

貯蔵又は輸送の量	水素タンク貯蔵量：XX 万 t × X 基
利用方法	〇〇水素ステーションにおける F C トラックへの燃料充填
用途	☒ 燃料 ☐ 原料
利用量	〇〇万 t / 年

(注) 2 以上の種類の低炭素水素等の利用又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

(注) 「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の利用に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

● 「4 (2) (イ) 低炭素水素等利用事業の内容」について

- 低炭素水素等供給等事業計画に低炭素水素等利用事業を含む場合に記載する。
- 低炭素水素等利用事業者（申請者となる者に限らない）が複数いる場合は、欄を追加し、低炭素水素等利用事業者ごとに記載する。

I. 水素等の種類

- 「2 (2) 低炭素水素等の種類」の記載を踏まえ、当該利用事業者が利用する水素等の種類を選択すること。

II. 貯蔵又は輸送の方法

- 低炭素水素等利用事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合に記載すること。

III. 貯蔵又は輸送の量

- 低炭素水素等利用事業者が国内で行う貯蔵又は輸送がある場合にその最大量を記載すること。
- 貯蔵設備及び輸送設備の規模がわかる値を記載すること。

IV. 利用方法

- 「利用方法」は利用設備と利用の態様がわかるように記載すること。

V. 用途

- 既存燃料の代替であるか、原料としての利用になるのか、選択すること。

VI. 利用量

- 水素等が他の物質との混合物として利用事業者に供給される場合、当該混合物中に含まれる水素等の量とすること。
- 低炭素水素等利用事業の事業実施期間中の総利用量、単年度平均利用量を利用事業者ごと記入すること。なお、年度ごと利用量が異なる場合であっても、「低炭素水素等利用事業の事業実施期間中の平均単年度利用量（事業実施期間中の総利用量÷事業実施期間（年）」を記載すること。

【価格差に着目した支援を受けようとする場合】

- 価格差に着目した支援の交付を受けようとする場合であって、年度ごと、用途ごとに利用量が異なる場合には、それがわかるように記載すること（例：2030 年から 35 年：1 万 t / 年、2036 年から 2044 年：5 千 t / 年）。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の内容に関する説明

(省略)

●「4 (2) (ロ) 低炭素水素等利用事業の内容に関する説明」について

- 利用事業者ごとに、利用事業について「完工までのスケジュール」、「用いる技術」、「許認可・契約関係の調整状況」、「低炭素水素等の利用量」等に関する詳細な説明を記入すること。利用事業者が複数いる場合は、欄を追加すること。
- 供給事業者と利用事業者の売買契約に関連する証憑類の写しを提出すること。
- 供給継続期間における年次ごとの供給計画に基づき、全量分の利用先・用途を示すこと。

【価格差に着目した支援を受けようとする場合】

- 価格差に着目した支援の対象となる供給期間は、利用者ごとに決めるのではなく、最初の支援対象となる供給の開始日から起算して15年となる。
- 認定後の利用事業者の変更については、計画の変更（もしくは軽微な変更）の手続きをもって認めるが、例えば利用事業者の変更によって支援対象となる供給量が増える場合や参照価格が変わる場合などには、変更を認めない可能性もある。

(ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

(省略)

(注) 低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(2)(イ)～(ハ)を記載すること。

●「4 (2) (ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組」について

- 利用事業者ごとに、利用事業に採用した技術について、我が国企業が有する技術的な優位性や当該技術を本計画に採用することに伴って得られる効果を記入すること。利用事業者が複数いる場合は、欄を追加すること。
- 低炭素水素等利用事業を行うことにより増加する費用(CAPEX, OPEX)について、利用事業者が提供する商品・サービスへの価格転嫁の方針、価格転嫁以上の付加価値向上の方針があれば、記載すること。また、低炭素水素等利用事業者のみならず、自動車・住宅・化学製品など最終製品事業者の新市場の開拓を見据えた価格転嫁の戦略があれば記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等の内容

(イ) 低炭素水素等の貯蔵等の内容

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

水素等の種類：□水素 ☒ アンモニア □合成燃料 □合成メタン	
低炭素水素等の貯蔵等を行う者	G株式会社
貯蔵等の方法	① ○○県○○市○○区○○に貯蔵タンクを建設。 ② 貯蔵タンクから○○県○○市○○区○○ ○○発電所への輸送はパイプラインによる輸送。 ③ 貯蔵タンクから○○県○○市○○区○○ ○○工場への輸送はタンクローリー車○台による輸送。
貯蔵等の量	① アンモニアタンク貯蔵量：XX 万 t × X 基 ② パイプライン輸送量：XX 万 t / 年 ③ タンクローリー車での輸送量：XX 万 t / 年

(注) 「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第7条第3項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等を行う。以下同じ。

(注) 2以上の種類の低炭素水素等の貯蔵等を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

●「4（3）（イ）低炭素水素等の貯蔵等の内容」について

- 当該欄には、7条3項に規定する者が行う貯蔵又は輸送の内容を記載すること。7条3項が規定する者がいない計画においては、4（3）は空欄とすること。低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者が行う貯蔵等は、それぞれ4（1）、（2）に記載すること。

(ロ) 低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明

(省略)

●「4（3）（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明」について

- 貯蔵等について「完工までのスケジュール」、「用いる技術」、「許認可・契約関係の調整状況」、「低炭素水素等の貯蔵量」等に関する詳細な説明を記入すること。

(ハ) 水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

(省略)

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに（3）（イ）～（ハ）を記載すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

- 「4（3）（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組」について
 - 貯蔵等事業に採用した技術について、我が国企業が有する技術的な優位性や当該技術を本計画へ採用することに伴って得られる効果を記入すること。

5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間

	実施期間
低炭素水素等供給事業	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日
低炭素水素等利用事業	(α 社) 〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日 (β 社) 〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日
低炭素水素等の貯蔵等	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日

（注）低炭素水素等の供給、利用又は貯蔵等の開始日から終了日までの期間を記載すること。

- 「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」について
 - 当該計画に基づき実際に水素等の供給・利用・貯蔵等事業を実施する期間を記入すること。
 - 【価格差に着目した支援を受けようとする場合】
 - 価格差に着目した支援を受けようとする計画にあつては、「低炭素水素等供給事業」の実施期間が2030年度中までに開始され、かつ、支援期間は15年間、その後支援の対象となる低炭素水素等供給事業が終了した日の翌日から起算して10年間以上継続する計画とすること。

6 供給等施設の規模及び場所

（1）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
水素製造プラント（水電解施設）	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	
荷役用ローディングアーム	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	
貯蔵タンク	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

導管	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇～〇〇 県〇〇市〇〇区 〇〇			
----	-----------------------------	-------------------------------------	--	--	--

(注)「施設の整備に要する期間」の欄には、工事開始日から納品・支払等の工事完了日までの期間を記載すること。

(注)「場所」の欄には、供給等施設が整備される都道府県郡市区町村を記載すること。なお、導管にあっては、その起点及び終点の所在地を記載すること。

(注)「敷地面積」の欄には、敷地面積（水域に整備する施設については、その水域面積）の見込みを記載することでも可とする。

(注)「建築面積」の欄には、建築面積の見込みを記載することでも可とする。

(注)「敷地面積」及び「建築面積」の欄は、導管にあっては、記載する必要はない。

●「6（1）（イ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所」について

- 低炭素水素等供給事業者（申請者以外も含む）が低炭素水素等供給事業の用に供する施設（「供給施設等」）の規模及び場所を記入すること。
- 供給等施設等は、国内の施設に限定される。海外の施設は、当該欄へ記載しなくてもよい。
- 備考欄に用地の取得状況を記載すること。但し、価格差に着目した支援を受けようとする計画であり、（別表1）により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、用地の取得状況について、当該記載欄に「（別表1）のとおり」などと記載してもよい。

（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

〇国にて天然ガスから〇〇〇によりアンモニア製造し、〇年～〇年の期間、年間〇万 t を本邦に輸入する計画。当該アンモニアを受け入れるための荷役用ローディングアーム（〇基）、貯蔵するための〇〇タンク（〇万トン×〇基）を〇〇港（〇〇県〇〇市）に新たに設置する。また、同〇〇港から〇〇株式会社〇〇事業所、〇〇工場まで供給するためのパイプライン（口径〇×〇キロ）を敷設する。それらの規模及び場所はそれぞれ添付書類5及び6のとおりである。

【港湾計画との整合性について】

事業を行おうとしている〇港〇地区には、「〇港港湾計画」の〇章「港湾施設の規模及び配置」において「危険物取扱施設計画」が定められている。

荷役用ローディングアームを整備しようとする場所には危険物取扱施設計画として港湾計画に位置付けられた係留施設（岸壁、水深〇m）が整備済みであり、利用可能となっている。

また、アンモニアを供給する A 社の敷地は同計画の〇章「土地造成及び土地利用計画」においてその土地利用区分が工業用地として位置付けられている。

アンモニアの一部を車両にて周辺の発電所等へ輸送する計画であり、臨港道路〇線を使用する計画である。

貯蔵タンクを整備しようとする場所は同計画の〇章「土地造成及び土地利用計画」においてその土地利用区分が危険物取扱用地として位置付けられている。

【港湾脱炭素化推進計画との整合性について】

事業を行おうとしている〇港においては港湾管理者により「〇港港湾脱炭素化推進計画」が作成、公表されている。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

同計画の目標として〇年度に〇トン/年のアンモニアを取扱うことを掲げているほか、港湾脱炭素化促進事業として「〇地区におけるアンモニアの受入・供給PJ」が掲げられており、その実施内容としてA社が〇年度から〇年度にかけて〇トン/年のアンモニアを供給することが掲げられている。同計画の将来構想として〇港から周辺地域へのアンモニア供給が掲げられており、港湾管理者により今後のアンモニア取扱拡大に向けた脱炭素化推進地区の指定が検討されている。

【法第7条第4項各号に掲げる事項】

供給等施設のうち荷役用ローディングアームの設置が港湾法第37条第1項の許可を要する行為に該当することから、法第11条第1項の規定の適用を希望する。

(注) 法第7条第4項各号に掲げる事項は当欄に記載すること。

(注) 港湾において供給等施設を整備しようとする場合にあっては、当該港湾の港湾計画及び港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の2第1項に規定する港湾脱炭素化推進計画との整合性の確保が図られたものであることを明示すること。

(注) 低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（1）（イ）及び（ロ）を記載すること。

●「6（1）（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明」について

- 供給等施設等は、国内の施設に限定される。海外の施設は、当該欄へ記載しなくてもよい。
- 低炭素水素等供給事業の用に供する施設の建設スケジュールの概要を示すこと。
- 新規に建設する施設のみならず、既設の転用・改造等も含めてサプライチェーン構築に必要な設備全体の説明を記載すること。
- 低炭素水素等供給開始時点において係留施設が利用可能となっていることを示すこと。
- 価格差に着目した支援を受けようとする計画であり、（別表1）により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、当該記載欄に「（別表1）のとおり」などと記載してもよい。

（2）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
〇〇発電所（アンモニアバーナー）	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇	XXXm ²	XXXm ²	甲社

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
〇〇発電所（水素バーナー）	20XX年XX月～ 20XX年XX月	〇〇	XXXm ²	XXXm ²	乙社

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
-------	-------------	----	------	------	----

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

水素ステーション	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇	XXXm ²	XXXm ²	丙社
----------	-----------------------------	----	-------------------	-------------------	----

(注) 6 (1) (イ) の注釈に基づき記載すること。

(注) 低炭素水素等利用事業者が 2 以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに (2) (イ) 及び (ロ) を記載すること。

● 「6 (2) (イ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所」について

- 低炭素水素等利用事業者（申請者以外も含む）が低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所を記入すること。
- 低炭素水素等利用事業者が 2 以上であり、欄を追加した場合には、事業者名を備考欄に記載すること。
- 備考欄に用地の取得状況を記載すること。但し、価格差に着目した支援を受けようとする計画であり、(別表 1) により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、用地の取得状況について、当該記載欄に「(別表 1) のとおり」などと記載してもよい。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

甲社 (省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

乙社 (省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

(ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

丙社 (省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

● 「6 (2) (ロ) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明」について

- 利用事業者ごとに低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模、場所、建設スケジュールの概要を示すこと。利用事業者が複数いる場合は、欄を追加して記載すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

- 新規に建設する施設のみならず、転用・改造等を行う施設についても記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

(イ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
荷役用ローディングアーム	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇港	XXXm ²	XXXm ²	
貯蔵タンク	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	
パイプライン	20XX 年 XX 月～ 20XX 年 XX 月	〇〇県〇〇市〇 〇区〇〇	XXXm ²	XXXm ²	

(注) 6 (1) (イ) の注釈に基づき記載すること。

● 「6 (3) (イ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所」について

- 貯蔵等事業者が低炭素水素等貯蔵等事業の用に供する施設の規模及び場所を記入すること。
- 備考欄に用地の取得状況を記載すること。但し、価格差に着目した支援を受けようとする計画であり、(別表 1) により詳細な情報を過不足なく記載する場合にあっては、用地の取得状況について、当該記載欄に「(別表 1) のとおり」などと記載してもよい。
- 低炭素水素等利用事業者が 2 以上であり、欄を追加した場合には、事業者名を備考欄に記載すること。

(ロ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

(省略)

(注) 6 (1) (ロ) の注釈に基づき記載すること。

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う者が 2 以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに (3) (イ) 及び (ロ) を記載すること。

● 「6 (3) (ロ) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する説明」について

- 貯蔵等事業の用に供する施設の建設スケジュールの概要を示すこと。
- 新規に建設する施設のみならず、転用・改造等を行う施設についても記載すること。

7 低炭素水素等供給等事業計画の実施体制

(1) 低炭素水素等供給事業の実施体制

○リスク管理体制

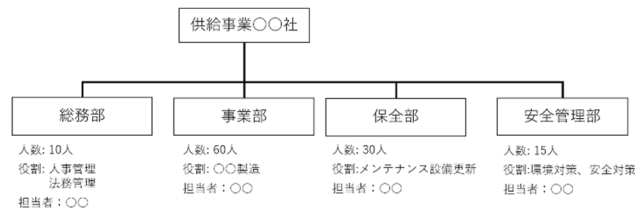
リスク評価：各部門が定期的にリスクを評価し、対策を講じる。

緊急対応計画：全社員が参加する緊急対応訓練を年〇回に実施。

内部監査：安全管理部が中心となり、定期的な内部監査を実施。

○事業実施報告体制 大臣への報告：総務部において事業実施状況報告書を作成し、主務大臣に提出。
併せて、同一のものを機構に提出。

内部報告：各部門が月次報告を作成し、経営委員会に提出



(注) 関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、事業に関する情報を適切に管理するための体制、リスク管理の体制及び主務大臣に対して事業の実施状況を適切に報告するための体制の整備状況について記載すること。

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

●「7 (1) 低炭素水素等供給事業の実施体制」について

➤ 注に基づき、リスク管理体制、事業実施の報告体制等を記載すること。

(2) 低炭素水素等利用事業の実施体制

(省略)

(注) 7 (1) の注釈に基づき記載すること。

(注) 「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

(省略)

(注) 7 (1) の注釈に基づき記載すること。

(注) 「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が2以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

(4) 特別目的会社 (SPC) の実施体制

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

S P C の名称	株式会社 A
S P C の設立状況	設立済み (設立国：日本)
出資者別の出資額・ 出資比率・株式の種 類・議決権比率	〇〇株式会社：520 億円・51%・普通株式・51% 〇〇株式会社：480 億円・49%・普通株式・49%
事業期間中の株式保 有（出資比率変更、売 却等）の方針	事業を共同で進める上は、共同出資者間での協議を通じて、株式の保有比率を明確に定める予定である。株式の譲渡や売却については、他の出資者の承諾を必要としている。
S P C の経営と業務 執行の体制	取締役会は設置していない。役員は以下のとおり。 代表取締役：〇〇氏 1980 年 4 月 株式会社〇〇入社 2005 年 4 月 株式会社〇〇人事部次長 2008 年 7 月 株式会社〇〇経理部次長 2011 年 6 月 株式会社〇〇執行役員経理部長 2024 年〇月 当社 社長執行役員就任 取締役：〇〇氏 監査役：〇〇氏 会計参与：〇〇氏 会計監査人：〇〇氏

(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者、法第 7 条第 3 項に規定する者が S P C の場合、本欄についても記載すること。

(注)「出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率」欄では、経営判断や事業判断を行う主体が誰（又はどの機関）にあるかを明示すること。

(注)「S P C の経営と業務執行の体制」欄には、低炭素水素等供給等事業の実施にあたり、S P C 自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。

(注) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

●「7（4）特別目的会社（S P C）の実施体制」について

➤ S P C が設立していない場合には、設立に向けた協議状況について記載すること。また、記載例と同等レベルの想定される情報を記載すること。

➤ 「S P C の設立状況」欄には、設立状況と設立国（設立予定国）を記載すること。

➤ 低炭素水素等供給事業者が S P C の場合、株主間契約書の写し又はこれに準ずるものを提出すること。

8 判断基準への適合性に関する説明

A株式会社は、本計画に記載するとおり、〇〇年に低炭素アンモニアの供給を開始する予定であり、今後の事業展開について、低炭素水素等の供給に関する目標を定め、自社ホームページ (<https://～～～>) により公表を行っている。供給に際しては、安全性に配慮するとともに、新たに供給する低炭素アンモニアの炭素集約度や供給量を把握する等、設定した目標に基づき、低炭素アンモニアの供給の促進に向けて、計画的に取組を進めていく。

(注)「1 名称等」に記載した事業者に、低炭素水素等供給事業者がいる場合にあっては、判断基準を踏まえ、低炭素水素等の供給開始後、当該事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組む措置を記載すること。

(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

●「8 判断基準への適合性に関する説明」について

- 判断基準への適合性については、主に、「低炭素水素等に関する技術水準や経済的な状況を踏まえつつ、実現可能な目標を事業者が設定し、供給する水素等の炭素集約度の算定、低炭素水素等の製造量の把握及び安全性の確保等に配慮した上で、水素等の供給を行うこと」が求められる。低炭素水素等供給事業者の取組について記載すること。

9 低炭素水素等供給等事業計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 低炭素水素等供給事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(イ) 必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達方法 費用		政府関係金融 機関からの借 入れ	民間金融機関 等からの借入 れ	その他自己資 金等	合計	備考
低炭素水素等供給 事業に必要な資金 の合計額		XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	
低炭素水素 等供給事業 に必要な資金 の額	2024 年度 以前	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	FS・FEED 費用 貯蔵タンクの 設置費用（自 己資金のうち、 XXX 円につ いては補助 金を利用）
	2025 年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2026 年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2027 年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2028	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

年度						
2029年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

(注)「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注)「その他自己資金等」は、機構からの助成金を含む。

(注) 民間金融機関からの融資について信用保証協会等による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

(注) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

●「9（1）（イ）必要な資金の額及びその調達方法」について

- 低炭素水素等供給事業者ごとに記載すること。低炭素水素等供給事業者が複数いる場合は、欄を追加して記載すること。（9（1）（ロ）も同様）
- 計画の期間に渡り、必要に応じて枠を追加すること。
- 当該案件の設立のため、2024年度以前に先行して支出した費用があれば、「2024年度以前」に支出した資金及びその調達方法を記載するとともに備考欄にその概要を記載すること。また、補助金を利用した場合は、その金額を備考欄に記載すること。
- 供給開始から25年目までの期間について、「2030～2055年度」等として、当該期間中に必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載することも可とする。
- 今後 SPC を設立するなど事業主体の変更が見込まれる場合においては、別途欄を追加して記載すること。

【価格差に着目した支援を受けようとする場合】

- 価格差に着目した支援を希望する場合にあっては、「5 低炭素水素等供給等事業計画の実施期間」が終了するまでの資金計画とすること。なお、別表1の1-(7)の項目に添付をするキャッシュフローモデルに同等の内容が記載される場合には、本項目の表への詳細な記載は不要となる。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

当該欄については、別表1 1-(8)に記載。

(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（1）（イ）及び（ロ）を記載すること。

●「9（1）（ロ）資金の調達方法に関する説明」について

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

- 低炭素水素等の供給の開始前に必要な資金（EPC費用等）や、供給期間中の各年度において必要な資金及びその調達方法について記載すること。
- EPC費用等に関してはコントラクター等からの見積書を添付の上、積算精度を明示すること。
- 融資や出資の額等が決まっていなかった場合には、協議状況について説明すること。
- 今後SPCを設立するなど事業主体の変更が見込まれる場合においては、別途欄を追加して記載すること。
- 他の補助金・制度等の活用を計画する場合は、想定する支援対象範囲・当該制度の活用見込等を簡潔に記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用		調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等利用事業に必要な資金の合計額			XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
低炭素水素等利用事業に必要な資金の額	2024年度以前		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	アンモニアバーナーの設置費用
	2025年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2026年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2027年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2028年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2029年度		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

（注） 9（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

● 「9（２）（イ）必要な資金の額及びその調達方法」について

- 申請者となっている利用事業者ごとに記載すること（申請者ではない利用事業者については記載する必要はない）。利用事業者が複数いる場合、欄を追加して記載すること。（9（２）（ロ）も同様）
- 計画の期間に渡り、必要に応じて枠を追加すること。
- 当該案件の設立のため、2024年度以前に先行して支出した費用があれば、「2024年度以前」に支出した資金及びその調達方法を記載するとともに備考欄にその概要を記載すること。また、補助金を利用した場合は、その金額を備考欄に記載すること。
- 利用開始以降の期間について、例えば、「2030～2055年度」等として、当該期間中に必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載することも可とする。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(ロ) 資金の調達方法に関する説明

(省略)

(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(2)(イ)及び(ロ)を記載すること。

●「9(2)(ロ) 資金の調達方法に関する説明」について

- 低炭素水素等の利用の開始前に必要な資金(EPC費用等)や、利用期間中の各年度において必要な資金及びその調達方法について記載すること。
- EPC費用等に関してはコントラクター等からの見積書を添付の上、積算精度を明示すること。融資や出資の額等が決まっていなかった場合には、協議状況について説明すること。
- 他の補助金・制度等の活用を計画する場合は、想定する支援対象範囲・当該制度の活用見込等を簡潔に記載すること。

(3) 低炭素水素等の貯蔵等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(イ) 必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達方法 費用		政府関係金融 機関からの借 入れ	民間金融機関 等からの借入 れ	その他自己資 金等	合計	備考
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の合計額		XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の額	2024年度以前	0	0	0	0	
	2025年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2026年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2027年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2028年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	2029年度	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	

(注) 9(1)(イ)の注釈に基づき記載すること。

●「9(3)(イ) 必要な資金の額及びその調達方法」について

- 7条3項に規定する者がいる場合に、7条3項に規定する者ごとに記載すること。
- 計画の期間に渡り、必要に応じて枠を追加すること。
- 当該案件の設立のため、2024年度以前に先行して支出した費用があれば、「2024年度以

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

前」に支出した資金及びその調達方法を記載するとともに備考欄にその概要を記載すること。また、補助金を利用した場合は、その金額を備考欄に記載すること。

- 貯蔵等開始以降の期間について、例えば、「2030～2055年度」等として、当該期間中に必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載することも可とする。

(ロ) 資金の調達方法に関する説明

(省略)

(注)「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(3)(イ)及び(ロ)を記載すること。

●「9 (3) (ロ) 資金の調達方法に関する説明」について

- 低炭素水素等の貯蔵等の開始前に必要な資金(EPC費用等)や、事業期間中の各年度において必要な資金及びその調達方法について記載すること。
- EPC費用等に関してはコントラクター等からの見積書を添付の上、積算精度を明示すること。
- 融資や出資の額等が決まっていない場合には、協議状況について説明すること。
- 他の補助金・制度等の活用を計画する場合は、想定する支援対象範囲・当該制度の活用見込等を簡潔に記載すること。

10 希望する措置等

措置	希望する (④にあつては、 設置する)	希望しない (④にあつては、 設置しない)
① 機構による助成金の交付(法第10条第1号イ関係)	○	
② 機構による助成金の交付(法第10条第1号ロ関係)		
③ 港湾法の特例	○	
④ 導管の設置(道路の占用の特例)	○	

(注) 該当する欄に「○」を記載すること。

(注) 措置①を希望する場合にあつては、別表1についても記載すること。

(注) 措置②を希望する場合にあつては、別表2についても記載すること。

(注) 措置③のうち、法第11条第2項の規定の適用を希望する場合にあつては、以下についても記載すること。

(1) 港湾法第38条の2第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、別表3。

(2) 同項第3号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、別表4。

(3) 同条第4項の規定による変更をしようとする場合にあつては、別表5。

(注) 措置④を希望する場合にあつては、以下の書類についても提出すること。

(1) 法第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則(昭和26年運輸

省令第98号)第3条の4第1項各号に掲げる書類(技術基準対象施設(港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。)の建設又は改良を行わない場合にあつては、同令第3条の4第1項第4号に掲げる書類に限る。)(第2条第2項各号に掲げる書類を除く。)

(2) 法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号(技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。(3)において同じ。)に掲げる書類

(3) 法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの

(注) 措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあつては、別表6を記載すること。

(注) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の特例を希望する場合にあつては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続を行うこと。

●「10 希望する措置等」について

- 希望する措置等①～④は、1つの認定申請書で複数選択することができる。ただし、措置②(法第10条第1号ロ関係：拠点整備支援)については、措置②の申請受付開始前の申請においては、空欄もしくは、「希望しない」を選択すること(別表2には何も記載しないこと)。
- 措置②については、措置②の申請受付開始前の申請において、別の措置を希望する認定申請書を提出する際、「希望しない」を選択した場合であっても、措置②の申請受付期間中に、改めて措置②を「希望する」を選択した別の認定申請書を提出することができる。
- 措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあつては、別表6を記載すること。
- 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の特例を希望する場合にあつては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続を行うこととなっているため、認定申請書において、当該特例を希望する旨を記載する必要はない。
- 別表1以降については、希望する措置等に応じて、上記(注)の記載のとおり、別表への記載及び添付書類を提出すること。なお、希望しない措置等の別表、添付書類は提出する必要はない。

添付書類

1－(1)	定款の写し又はこれに準ずるもの
1－(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2－(1)	直近の3事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2－(2)	直近の3事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの
2－(3)	直近の3事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
3	低炭素水素等供給等事業計画に法第7条第3項に規定する事項を含める場合にあっては、同項に規定する者に係る次に掲げる書類 ① 定款の写し又はこれに準ずるもの ② 登記事項証明書（当該者が登記をしている場合） ③ 直近の3事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの ④ 直近の3事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑤ 直近の3事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
4	次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める書類 ① 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第69号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類 ② 同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類
5	供給等施設を整備する場合にあっては、その規模を明らかにした図面
6	供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺5万分の1以上の地形図
7	導管を設置する場合にあっては、その内径及び導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。）の選定根拠を記載した書類
8	港湾法施行規則第3条の4第1項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行わない場合にあっては、同項第4号）に掲げる書類（法第11条第1項の規定の適用を受けようとする場合）
9	港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。10において同じ。）に掲げる書類（法第11条第2項の規定のうち港湾法第38

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

	条の2第1項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合)
10	港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの（法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）

(備考)

1. 上記のほか、必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

● 「添付書類」について

- 添付書類1及び2は申請者となっている全ての事業者について書類を添付すること。
- 上記に限らず、各記載欄において、適宜必要に応じて、根拠資料・詳細資料等を別添とすることを明記したうえで、添付すること。なお、申請受付後、必要に応じて追加の資料を求める場合がある。

(別表 1)

機構による助成金の交付（法第 10 条第 1 号イ関係）

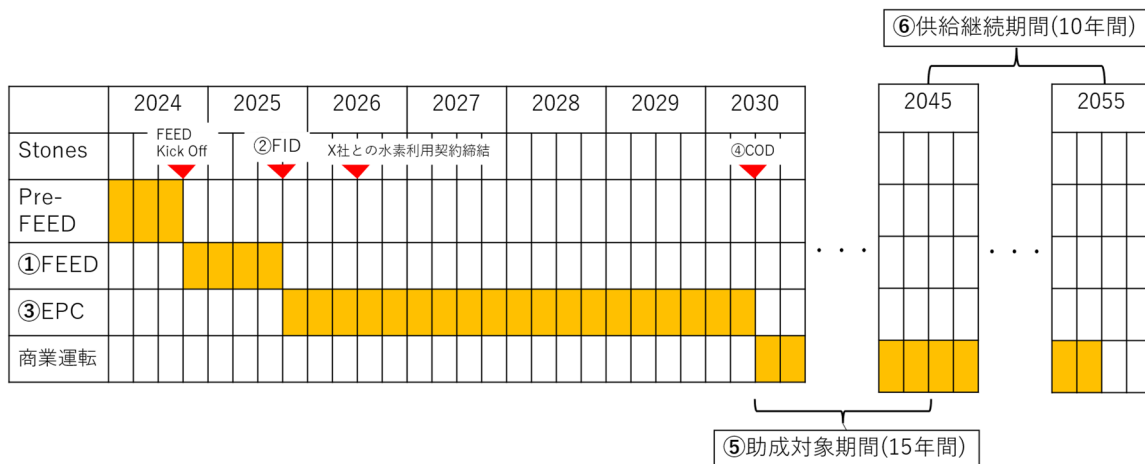
1 低炭素水素等供給事業に関する説明

(1) 低炭素水素等供給事業のスケジュール

<海外アンモニア案件の事例>

●スケジュールの概要は次のとおり

① FEED 期間	2024 年 1 月～2024 年 12 月
② FID	2025 年 3 月
③ EPC 期間	2025 年 3 月～2030 年 4 月
④ 商業運転開始	2030 年 7 月
⑤ 助成対象期間	2030 年 7 月～2045 年 6 月
⑥ 供給継続期間	2045 年 7 月～2055 年 6 月



●詳細スケジュールは別添◆のとおり

(注) 低炭素水素等供給事業のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

(注) ① 基本設計（FEED）期間、② 最終投資決定（FID）、③ 設計・調達・工事（以下「EPC」という。）期間、④ 商業運転開始（COD）、⑤ 助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間、⑥ ⑤の期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明示すること。

●「別表 1 1-(1)低炭素水素等供給事業のスケジュール」について

- スケジュールの概要（注の要素を入れること）を表等で簡潔に記載すること。○年○月まで記載すること。
- 海外から輸入する案件で、国内において供給に伴う輸送・貯蔵設備がある場合は、海外側の事業と分けて記載すること。（「低炭素水素等供給事業」には、低炭素水素等供給事業者が行う国内における輸送・貯蔵等が含まれる点に注意）
- 価格差に着目した支援を希望する低炭素水素等の供給期間（助成対象期間）は 15 年間、助成対象期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間（供給継続期間）は、10 年以上とし、図中に当該期間を明示すること。

- 詳細スケジュールを別添にて示すこと。詳細スケジュールの記載範囲については、原料調達・製造・輸送・貯蔵等、供給等事業全体についてそれぞれ記載すること。なお、詳細スケジュールのレベル（粒度）は必要最小限でよい（より詳細のレベルについて追加で提出を求める場合がある。）。

（２）低炭素水素等の原材料の調達

（イ）低炭素水素等の原材料の調達方針

【原料】

〈地理的状況〉

原料製造地である〇〇から水素製造場所の〇〇までのロケーションマップは別添〇のとおり。

〈契約関係〉

・原料ガスとして、〇〇社の〇〇プロジェクトから天然ガスを以下の条件で購入する予定である。

調達量	〇〇ton/年
調達期間	2029 年から〇年間
価格	〇〇リンク
契約締結・交渉状況	価格以外の条件を定めた LOI 締結済み（別添〇）

・原料製造地から水素製造地までの配管は、××社が保有・操業し、以下の条件で使用する予定である。

輸送量	〇〇ton/年
輸送期間	2029 年から〇年間
価格	〇〇 \$ /kg-NH3
契約締結・交渉状況	価格以外の条件を定めた LOI 締結済み（別添〇）

〈国内企業による上流権益への参入比率〉

・原料ガス、配管輸送ともに本邦企業の資本参画なし。

【用役関係】

・工業用水及び電力に関しては近隣〇〇社からの調達を想定。現時点で契約等は未締結。

＜国内水素案件の例＞

【原料】

〈地理的物理的状況〉

電力系統から水素製造場所までのロケーションマップは別添〇のとおり。

〈契約関係〉

・〇〇市にある風力発電事業者〇〇から PPA で電気を調達。

発電事業者	〇〇
小売事業者	〇〇
調達量	〇〇kwh/年
調達期間	2029 年から〇年間
価格（契約分）	基本料金〇円/月、 従量料金〇円/kwh
契約締結・交渉状況	価格以外の条件を定めた LOI 締結済み（別添〇）

【用役関係】

- ・〇〇市から工業用水を必要量（〇〇/月）、調達する予定。
- ・〇〇ガスから、都市ガスを調達する予定。

（注）合成燃料又は合成メタンの供給又は利用を行う事業においては、二酸化炭素の調達方法の方針についても記載すること。

（注）国内企業による上流権益への参入比率に関する説明についても記載すること。

●「別表 1 1-(2) (イ) 低炭素水素等の原材料の調達方針」について

- 低炭素水素等の原料（原料ガス、電気、二酸化炭素など）の調達について、原料製造地から低炭素水素等の製造地までの地理的状況・ロケーションマップ（原料供給手段（配管など）、距離、主要プラントの位置（原料製造地、水素等製造地）を明記すること）及び契約関係を記載し、証拠書類（契約書・LOI など）を添付すること。
- 用役関係（用水、プラントの所内電力など）の調達状況について記載すること。特に水電解案件については、必要となる用水量と調達先、契約状況について必ず記載すること。
- 原料調達に係る権益について、本邦企業の参入比率を示すこと。
- 電解装置を使用する場合、使用する設備に応じて、電力系統との接続点、受変電設備、発電所の場所（本件独自の電源の場合）、自営線の位置を記載すること
- 労働安全衛生・環境（HSE）に関する取り組み計画等、事業内容について特記することがあれば記載すること。

（ロ）低炭素水素等の原材料の調達における想定リスクとその対策

<国内水素案件の例>

（想定リスク）〇〇市の工業用水は、近隣の工場新設により需要が増え、供給不足となっているため、配管の新設が必要。

→（対策）用水の必要量確保に向け、市及び近隣事業者と協議を行い、配管の新設を行う。

●「別表 1 1-(2) (ロ) 低炭素水素等の原材料の調達における想定リスクとその対策」について

- 想定する重要なリスクとその対策を簡潔に記載すること。

（3）低炭素水素等の製造

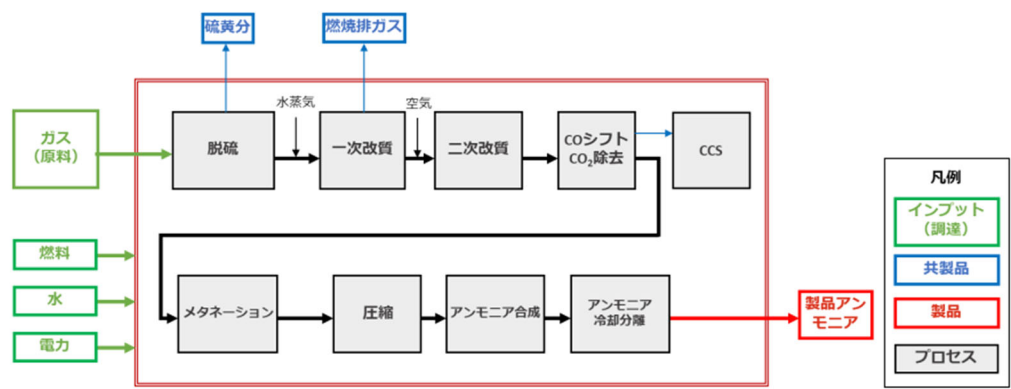
（イ）低炭素水素等の製造方針

<海外アンモニア案件の例>

【製造設備】

- ・（設備概要）SMR・ATR 一体のアンモニアプラントで天然ガスを原料にアンモニアを製造。当該プラントのCO₂を回収設備で回収し、CO₂貯留場所につながる配管に流す。工場敷地全体における各プラントの配置図は別添〇のとおり。
- ・（設備詳細）各プラント内の設備の配置図、プラントの設計図は別添〇のとおり。

- ・（納入元）各プラント・設備の納入元メーカー一覧及び納入に向けた調整状況・スケジュールは別添〇のとおり。



【CCS】

〈地理的状況〉

- ・〇〇にある水素製造場内で CO2 を回収し、〇〇にある CO2 貯留場所まで輸送する。ロケーションマップは別添〇のとおり。

〈契約関係〉

- ・CO2 回収場所から貯留地までの配管は、以下の条件で契約により使用を確保する予定である。

契約先・配管所有・運営者	〇〇
輸送量	〇〇ton/年
輸送期間	2029 年から〇年間
許認可	××に申請し、〇年〇月許可取得予定
価格	〇〇 \$ /t-CO2
契約締結・交渉状況	価格以外の条件を定めた LOI 締結済み（別添〇）

【用地取得】

- ・製造設備の事業用地については、〇社から購入済（別添〇）。

【製造プロセス】

アンモニアプラントは、原料の天然ガスを受け入れ、SMR と ATR によって合成ガス（水素と一酸化炭素の混合ガス）を得た後に、炭素分除去のために CO シフト反応・脱炭酸によって炭素分を除去、さらに残留一酸化炭素と酸素をメタネーション反応によって除去して水素と窒素の混合ガスである合成原料ガスを得て、それをアンモニア合成反応にかけることによってアンモニアを生成する。その後、未反応ガスとアンモニアを 冷却分離し、製品液体アンモニアを得る。詳細は、別添〇のとおり。

【オペレーター及び運転計画】

プラントの操業は、〇社が行う。運転計画は別添〇のとおり。

（注）製造プロセスについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）工場等の配置図、設計図、設備の配置図を添付すること。

（注）ライセンス技術を利用する場合であっても、開示が可能な範囲でプロセスを明示すること。

（注）二酸化炭素の回収・貯留（CCS）を実施する場合にあっては、貯留サイトの確保状況についても記載すること。

●「別表 1 1- (3) (イ) 低炭素水素等の製造方針」について

- 製造プラント・設備の概要を記載し、プラント・設備の各種図面 (Design Basis、Process Description、PFD、MB/HB、Plot plan、機器リスト (Short Spec 付)、Utility Consumption List 等) を基本とし、その他必要に応じて添付すること。また、プラント・設備の納入元メーカー及び調整状況・スケジュールを記載すること。
- 用地の取得状況を記載すること。
- 製造プロセスを記載すること。
- 製造プラントのオペレーター及び運転計画を記載すること。
- 連続操業を維持するためのメンテナンス計画を簡潔に記載すること。
- 二酸化炭素の回収・貯留 (CCS) を行う計画である場合、次で例示するような CCS の詳細がわかる資料を添付すること。
 CO₂ 処理契約、CO₂ 貯留サイト等の設備の概要、CO₂ 貯留サイトの地質学的適性、CO₂ 貯留量の蓋然性を示す情報、CO₂ 貯留サイトの開発計画・工程、オペレーション計画、CO₂ 貯留サイトの安全、運営管理のためのモニタリング、安全基準、リスクアセスメント等を示す情報等
- 労働安全衛生・環境 (HSE) に関する取り組み計画等、事業内容について特記することがあれば記載すること。

(ロ) 低炭素水素等の製造における想定リスクとその対策

<海外アンモニア案件の例>

(想定リスク) CCS について、××の許可取得が遅延する可能性がある。

→ (対策) 既に許可取得済みの○社とも交渉し、状況に応じ○社と契約し、CCS を実施する。

●「別表 1 1 - (3) (ロ) 低炭素水素等の製造における想定リスクとその対策」について

- 想定する重要なリスクとその対策を簡潔に記載すること。

(ハ) 低炭素水素等の製造量

○○万 t -NH₃/年

うち 50%は共同出資者である海外パートナーが引き取るため、「助成対象期間中の単年度平均供給量 (助成対象期間中の総供給量÷15 年)」はその半分となっている。

(注) 製造量と「様式第 1 4 (1) (イ) 低炭素水素等供給事業の内容」に記載した供給量に差異がある場合は、その理由を記載すること。

(注) 「1 (1) 低炭素水素等供給事業のスケジュール」に記載した低炭素水素等の供給期間における 1 年当たりの低炭素水素等の製造量について、明示すること。

●「別表 1 1-(3) (ハ) 低炭素水素等の製造量」について

- 低炭素水素等のプラントの平均的な年間製造量を記載すること。
- 「4 (1) (イ) 低炭素水素等供給事業の内容」に記載した「助成対象期間中の単年度平均供給量 (助成対象期間中の総供給量÷15 年)」と製造量が異なる場合、その差の理由を説明すること。

(4) 低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送

(イ) 低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送の方針

【貯蔵・出荷】

- ・製造後のアンモニアについて、○国○○で貯蔵し、隣接する○○港から出荷する。
- ・海外での貯蔵、輸送、出荷の用地については、○社から購入済（別添○）。

【海上輸送のスキーム】

FOB で、SPC○（代表申請者）に引き渡す。SPC○は船を所有し、オペレーターである○○海運と○年間の傭船契約（契約予定内容は別途○のとおり）を行い、運搬させる。

【海外での貯蔵・出荷】

製造したアンモニアを出荷側の○国○州の○○港の港湾設備内に貯蔵（○○KL タンク：○基）し、出荷する。

【輸送船】

○○船型、○○ton 積載のタンカー（燃料：重油） 詳細は別添○のとおり。

【輸送ルート】

○国○○港から、○○運河を経由して○○県○○港へ輸送する（ルートは別添○参照）。

【国内での受入・貯蔵】

SPC○の最大出資者（申請者）○は○○県○○港の自社敷地内に港湾設備と貯蔵設備（金属二重殻タンク○○KL ○基）を保有する計画となっている。

【国内での輸送】

受入港に隣接する利用事業者 A に配管で輸送する。他の利用事業者に対しては、○○港で内航船に積み替えて、○○県○港（利用事業者 B, C）に○○県○港（利用事業者 D）に運搬する。それぞれの輸送経路は別添○のとおり。

（注）低炭素水素等を輸入する場合に記載すること。

● 「別表 1 1 - (4) (イ) 低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送の方針」について

- 製造以降、利用事業者に供給するまでの範囲について記載すること。（例えば、海外案件であれば製造地から輸送船への荷揚げも対象）
- 海上輸送のスキーム（FOB/DES、荷主・船主・運行会社間の契約形態）を記載する。荷主・船主・運行会社間の契約条件（契約期間、契約金額等）についても記載すること。
- 海外での貯蔵・出荷設備について記載する。貯蔵施設の仕様（タンク形式、容量等）についても記載すること。
- 海上輸送経路を説明すること。チョークポイント（運河など）を経由する場合は、経由地を明示すること。
- 輸送船の仕様（船型、積載量等）についても記載すること。
- 国内での貯蔵・出荷設備については、貯蔵施設の仕様（タンク形式、容量等）についても記載すること。
- 国内の輸送経路及び手段を記載すること。
- 必要な用地の取得状況を記載すること。
- 労働安全衛生・環境（HSE）に関する取り組み計画等、事業内容について特記することがあれば記載すること。

(ロ) 低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送における想定リスクとその対策

(省略)

(注) 低炭素水素等を輸入する場合に記載すること。

●「別表 1 1 - (4) (ロ) 低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送における想定リスクとその対策」について

➤ 別表 1 1-(2) (ロ) の解説を参照すること。

(5) 低炭素水素等の貯蔵又は輸送における想定リスクとその対策

(省略)

(注) 本欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

●「別表 1 1 - (5) 低炭素水素等の貯蔵又は輸送における想定リスクとその対策」について

➤ 別表 1 1-(2) (ロ) の解説を参照すること。

(6) 基準価格

(イ) 基準価格

基準価格算定式	$\text{算定式} : A1 \times \alpha 1 \times \theta 1 + (\alpha 2 \times A2 + B1 \times \beta 1 + B2 + C) \times \theta 1 \div V_0$ $= \text{〇〇} \times \alpha 1 \times \theta 1 + (\alpha 2 \times \text{〇〇} + \text{〇〇} \times 1.1 + \text{〇〇} + \text{〇〇}) \times \theta 1 \div \text{〇〇}$
---------	--

(注)「基準価格」とは、低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。

(ロ) 基準価格の算定に関する説明

算定式の各項の内容は次のとおり。

項	定数/調整頻度	説明
A1	定数	〇〇 (数値) 根拠：別添〇参照
$\alpha 1$	月次調整	\$ /mmbtu ヘンリーハブスポット価格
$\theta 1$	月次調整	円/\$
$\alpha 2$	年次調整	IMF 米国 CPI 【当該年】 / 米国 CPI 【認定年】
A2	定数	〇〇\$ 根拠：別添〇参照
B1	定数	〇〇\$ 根拠：別添〇参照
$\beta 1$	-	1.1
B2	定数	〇〇\$ 根拠：別添〇参照
C	定数	〇〇\$ 根拠：別添〇参照

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

V_G	定数	〇〇NH3-t		
-------	----	---------	--	--

なお、B1 については、先行助成対象費用を以下の通り想定し、算定している。

年度	〇年	〇年	〇年	〇年
先行助成費用	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円

当該先行助成により、15 年間に想定される支援総額は〇億円低減する見込み。(根拠：別添〇参照)

●「別表 1 1-(6)基準価格」について

- 以下の【参考】(1)～(4)に基づき、基準価格を設定すること。
- 「基準価格算定式」に、基準価格の算定式をアルファベットで記載した上で、調整項以外の項に具体的な数字を入れた式を記載すること。
- 「基準価格の算定に関する説明」に、基準価格の算定式の各項の説明として以下の内容を記載すること。
 - 各項が定数か、調整項か。調整項の場合、調整頻度。
 - 各項が定数の場合、具体的な数字及び単位とその算定根拠。
 - 各項が調整項の場合、単位及び参照する指標
- 【参考】(1) オを踏まえ、先行助成費用を希望する場合、「基準価格の算定に関する説明」に年度ごとに先行助成費用を記載すること
- 先行助成対象費用の助成を希望する場合は、同措置を希望する場合と希望しない場合の基準価格及びそれらの根拠となるキャッシュフロー並びに EPC 事業者に対する支払スケジュールを示した書類を提出すること。

【参考】(1) 助成対象経費の算定方法

ア 助成対象経費の算定の対象となる低炭素水素等の供給期間は、供給開始日（認定供給等事業計画に記載の低炭素水素等の供給の開始日をいう。以下同じ。）から起算して 15 年を経過するまでとする（助成対象期間）。

イ 単年度の低炭素水素等の供給に係る助成対象経費は、次により算出する。

（単年度の助成対象経費の総額）

$$\begin{aligned}
 &= (S_1 - R^{(\text{LNG 代替})}_1) \times V^{(\text{LNG 代替})}_1 + (S_1 - R^{(\text{石炭代替})}_1) \times V^{(\text{石炭代替})}_1 + \dots \\
 &\quad + (S_2 - R^{(\text{LNG 代替})}_2) \times V^{(\text{LNG 代替})}_2 + (S_2 - R^{(\text{石炭代替})}_2) \times V^{(\text{石炭代替})}_2 + \dots \\
 &\quad + \dots + \sum_t (S_u - R^{(t)}_u) \times V^{(t)}_u
 \end{aligned}$$

u ：助成対象となる期間（原則 1 年。以下、「助成対象年度」という。）を単位供給期間 n で除した数（ただし、整数とするため、余りの期間は繰り上げる）として設定する、助成対象年度期間中の単位供給期間の数。

n ：単位供給期間。30 分から 1 月の間で事業者が一意に設定する期間。

$V_s^{(t)}$ ：助成対象年度期間中における、 s 番目（ s は 1 ～ u までの自然数）の単位供給期間において、用途 t （LNG 代替、石炭代替等）に低炭素水素等を供給した供給量の実績値。

S_s ：助成対象年度期間中における、 s 番目の単位供給期間での基準価格。なお、単位供給期間中は定数として固定される。 ※「【参考】（2）基準価格」参照

$R_s^{(t)}$ ：助成対象年度期間中における、 s 番目の単位供給期間において、用途 t で低炭素水素等を利用した際の参照価格。なお、単位供給期間中は定数として固定される。

※単年度の助成対象経費の総額が負となるときはその額の収益があったものとみなし納付の対象とする。

ウ 助成対象年度の助成金の上限額は、【参考】（3）で定める範囲内とする。

エ 助成金交付の対象となる低炭素水素等の数量の上限は、【参考】（4）で定めるとおりとする。

オ 先行助成対象費用

- ① 供給開始日前に発生した費用の一部で、それを供給開始日前に先行して支払うことで価格差を縮小させることに寄与すると認められる費用（以下「先行助成対象費用」という。）として、認定供給等事業計画に記載された費用。次の②から④に従い、上記イ及びウに関わらず助成対象経費に計上することができる。
- ② 先行助成対象費用は、建設費（低炭素水素等の供給に必要な、製造、キャリア変換、輸送及び CCS 等の建設費）の見込み額の 2 分の 1 を上限として年度ごと認定供給等事業計画に記載された金額、又は、建設費の年度ごとの実績値の 2 分の 1 のいずれか低い方とする。
- ③ 先行助成対象費用を助成対象経費に計上する場合、【参考】（2）の基準価格の算定式について、当該費用を算定式の積算経費（ $B1$ ）から控除するとともに、当該費用が助成されることを前提に設定した算定式とする。
- ④ 先行助成対象費用は、認定供給等事業計画の記載に従い、次の a. 又は b. の方法で支払われる。
 - a. 建設期間中、年度ごとに分割して支払う。
 - b. 建設完了後、一括して支払う。

【参考】（2）基準価格

ア 算定式

基準価格は、助成対象期間を通じ、算定式の形式で認定供給等事業計画に定める。

算定式の基本型は、次のとおり。ただし、認定供給等事業計画にて別の式で定められている場合であって、機構が認めた場合はこの限りではない。

●算定式の基本型

$$A1 \times \alpha 1 \times \theta 1 + (\alpha 2 \times A2 + B1 \times \beta 1 + B2 + C) \times \theta 1 \div V_g$$

但し、 $A1, A2, B1, B2, C, V_g$ は定数とし、 $\alpha 1, \alpha 2, \beta 1, \theta 1$ は、次表のとおり調整を認める。

$A1 \times \alpha 1$	【原料代等に比例する低炭素水素等の製造等に必要な継続的な費用で単価形式で表されるもの】 - 低炭素水素等の製造等に必要な継続的な費用について、原料代等と比例する形で単価形式で表す。 - 原料代等（天然ガス代、電気代等）の単位量あたりの価格を $\alpha 1$ とし、単位量の低炭素水素等を得るために必要となる原料等の量を $A1$ とする（$A1$ は、製造設備の効率等を踏まえた定数とする）。 - 原料代等の例：天然ガスから水素等を製造する際の前燃料となる天然ガス代、水電解により水素を製造する際の電気代、合成メタン・合成燃料を製造する際の原料 CO_2 代、海外から船舶輸送する際の C 重油代 $\alpha 1$ は客観的かつ一般的にアクセス可能な指標を用いる、又は、定数に定率を掛けて変化する値とする。 $\alpha 1$ は単位供給期間の間、固定的に値が定まる指標を用いる。 - 原料が複数ある場合、原料ごとに $A1 \times \alpha 1$ を設定可とする。
$\alpha 2 \times A2$	【$A1 \times \alpha 1$ 以外で、供給開始以降に発生する低炭素水素等の供給に必要な継続的な費用】 - 供給開始以降に発生する、低炭素水素等の供給に必要なオペレーション、メンテナンス、保険、輸送等にかかる費用を定数として $A2$ とし、認定時からのインフレーションの影響について $\alpha 2$ による補正を認める。 $\alpha 2$ は、費用が発生する国（低炭素水素等の製造国又は日本）における、助成対象年度の開始の日の前年の消費者物価指数（以下「CPI」という。）と計画認定を受けた年の当該国の CPI の比として求める。ただし、CPI 補正を希望しない場合、1 とすることも可能。なお、$\alpha 2$ を定数とすることも可能。 - CPI は国際通貨基金の指標を基本とするが、より精緻で信頼性の高い当該国の指標が存在する場合、当該指標を採用する場合もある。 $\alpha 2$ による補正は、CPI に連動する物価変動分に限定して補正する趣旨であり、あらゆる物価補正を認める趣旨ではない（人件費等特定の費目の指標や当該国内の特定地域に特化した指標による補正は認めない）。 - 事業実施国が複数にまたがる場合、実施国ごとに $\alpha 2 \times A2$ を設定可とする。 - 例：傭船料にのうち船舶の燃料に比例する部分を $\alpha 1 \times A1$、残りを $\alpha 2 \times A2$ に入れる。 - 例：申請者である SPCO が荷主兼船主として、船舶を建造する場

	合、建造費用を B1 に入れ、運航費を $\alpha 2 \times A2$ に入れる。
$B1 \times \beta 1$	【建設費】 - 低炭素水素等の供給に必要な、製造、キャリア変換、輸送及び CCS 等の建設費の見込み額を B1 とし、$\beta 1$ により最大 10% の予備費の計上を認める。 $\beta 1$ は、1 から 1.1 までの任意の定数として設定できる。また、建設完了時に未使用の予備費を控除する観点から、$B1 \times \beta 1$ が実績値となる様に、$\beta 1$ を置き換える。 - 本計画に用いる設備であって、計画の範囲外の事業等と共通して用いる設備である場合は、低炭素水素等供給等事業計画に含まれる範囲と計画外の範囲を峻別し、按分された価格が合理的と認められる場合には、B1 に加算することができる。 【参考】(1) オの先行助成対象費用が認められた場合は、B1 から当該先行助成対象費用を控除する。この時、当初建設費として見込まれる B1 に占める先行助成対象費用の割合を γ として、$B1 \times \beta 1$ を次の様に変えて基準価格の算定式とする。 $B1 \times \beta 1 \Rightarrow B1 \times \beta 1 - B1 \times \gamma$
B2	【運転開始前に必要となる費用】 - 許認可の取得、コンサルの起用に必要な費用、人件費など運転開始前に必要となるその他の費用で、定数とする。 - 設計・調達・工事（EPC）開始以降に発生した費用を対象とし、基本設計（以下「FEED」という。）費用に含まれるものは対象外とする。
C	【利益等】 認定供給等事業計画の事業実施に係る利益等で、定数とする。
$\theta 1$	【為替】 - 海外から低炭素水素等を輸入して供給する計画については、$\theta 1$ により、為替の調整を最短月単位で認める。 - 原則として、日本銀行が公表する月次の外国為替市況を参照する。日本銀行が公表する外国為替市況に記載のない通貨を使用する場合は、別途協議することとする。 - 月単位で参照する為替の基準値（月初・月末等）は、公表されている基準値であれば任意に設定することができる。 $\theta 1$ は、日本円 / （基準価格の他の項目を表した）他国の通貨とする。
V_G	【総供給量】 助成対象期間中の低炭素水素等の総供給量で、認定供給等事業計画に記載された値。
対象外	- FEED 終了までにかかる費用は積算対象外とする。 - 国内で行う水素等の貯蔵・精製・輸送にかかる費用は積算対象外とする。

イ 見直し

基準価格の算定式の見直しは原則として認めない。ただし、革新的技術の実装や当該助成事業に伴う他市場からの継続的な収益が生じるなど、合理的な理由により基準価格の低減が見込まれる場合には、認定供給等事業計画に従い、例外的に見直しを行う。

ウ 他制度の重複整理

グリーンイノベーション基金、長期脱炭素電源オークション等他の関連制度に採択等され、支援対象経費や応札対象経費等に重複がある場合には、助成事業者への他の制度による支援対象経費や応札対象経費等の重複分を基準価格の積算から控除する。

【参考】（２）－２ 基準価格の積算可能な費目の例

例１：水素等を輸入して供給する場合

項目	α1	A2	B1	B2	C
	原料価格等	継続的な供給に必要な費用	建設費	運転開始前に必要な費用	金利、税、利益
原料開発事業		人件費 事業費	原料開発設備（ガス坑井、再エネ電源、蓄電池） 原料調整設備（ガス処理、変電） 導管・専用電線 CCS設備 土地整備・取得	許認可取得費用 コンサル費用 人件費	
水素等製造事業	原料価格（ガス・再エネ電力費用等）	CCS委託費 人件費 事業費 所内電力費用	水素等製造設備（キャリア変換・脱水素含む） CO2回収・輸送設備 貯蔵出荷設備 土地整備・取得	許認可取得費用 コンサル費用 人件費	
外航輸送事業	燃料費	傭船料 事業費 港費・通峡費	外航船建造費	許認可取得費用 コンサル費用 人件費	

- FEEDまでにかかる費用は積算対象外とする
- 水素等供給等事業計画にある構造によって、A2又はB1で計上される費用もある。例：傭船料と外航船建造費等
- 国内で脱水素を行う場合は、キャリアの貯蔵や脱水素後の水素の貯蔵・精製にかかる費用は積算対象外とする
- 上記、積算可能な費目の一部を、別の回収期間を設定して、加算することもできる。

例2:水素等を国内で製造して供給する場合

項目	α1	A2	B1	B2	C
	原料価格等	継続的な供給に必要な費用	建設費	運転開始前に必要な費用	金利、税、利益
原料開発事業		人件費 事業費	原料開発設備（ガス坑井、再エネ電源、蓄電池） 原料調整設備（ガス処理、変電） 導管・専用電線 CCS設備 土地整備・取得	許認可取得費用 コンサル費用 人件費	
水素等製造事業	原料価格（ガス・再エネ電力費用等）	CCS委託費 人件費 事業費 所内電力費用	水素等製造設備（整流器・純水製造・酸素除去・乾燥機を含む） CO2回収・輸送設備 土地整備・取得	許認可取得費用 コンサル費用 人件費	

- FEEDまでにかかる費用は積算対象外とする
- 水素等の精製・昇圧・液化等に必要な費用は積算対象外とする。
- 上記、積算可能な費目の一部を、別の回収期間を設定して、加算することもできる。

【参考】（3）助成対象年度の助成金の上限額

$$(\text{助成対象年度の助成金の上限額}) = (\sum_t ([S] - [R^{(t)}]) \times [V^{(t)}]) \times 1.5$$

[S]: 上限算出用基準価格：助成対象年度の前年度の 6 月時点で取得可能な情報により算定される直近 12 か月の平均基準価格

$$\text{基本式の場合の例)} [S] = \alpha 1j \times A1 \times \theta 1j + (\alpha 2j \times A2 + B1 \times \beta 1 + B2 + C) \times \theta 1j \div V_g$$

α 1j: 助成対象年度の前々年 6 月から前年 5 月の間の α 1 の平均値

α 2j: 助成対象年度の前々年の CPI ÷ 計画認定を受けた年の CPI

θ 1j: 助成対象年度の前々年 6 月から前年 5 月の間の θ 1 の平均値

[R^(t)]: 上限算出用参照価格：助成対象年度の前年度の 6 月時点で取得可能な情報により算定される直近 12 か月の間の用途 t で低炭素水素等を利用した際の平均参照価格

[V^(t)]: 上限算出用供給量：認定供給等事業計画に従って事業者により定められる、用途 t に向けた、助成対象年度期間中の水素等の供給予定量

【参考】（4）助成事業の対象となる低炭素水素等の数量の上限

認定供給等事業計画に記載された助成対象期間全体の総供給量を上限とする。

（7）低炭素水素等供給事業の事業収支

別添〇のキャッシュフローモデルのとおり。

（注）事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

（注）低炭素水素等供給事業の事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

●「別表 1 1 - (7)低炭素水素等供給事業の事業収支」について

- 基準価格や資金計画の妥当性を確認するためキャッシュフローモデルの提出を求めるもの。キャッシュフローモデルは、任意の様式で作成し、別添で提出すること。
 - 助成対象期間および供給継続期間を含めたキャッシュフローモデルを作成すること。
 - 提出を求めるキャッシュフローモデルは次のとおり。
 - 助成金の受け手となる事業体のキャッシュフローモデル
 - 海外から輸入する場合、低炭素水素等の製造・輸送・受入など事業体ごとに複数のキャッシュフローモデルを作成している場合、それぞれのキャッシュフローモデル
- ※キャッシュフローモデルの構造及び前提条件等に関する解説を頭紙に示すこと。
- ※複数のキャッシュフローモデルを提出する場合、その構成を頭紙に示すこと。
- ※キャッシュフローと基準価格・参照価格の関連性を明示して説明すること。
- ※キャッシュフローの前提条件・数値は、その根拠・妥当性について詳細を説明すること。
- ※キャッシュフローに影響する税金等については一覧化して明示しその詳細を説明すること。
- 実施国の税制・税務リスク等にかかる第三者アセスメントレポートがあれば添付すること。
 - 感度分析を実施すること。分析対象とした各要素の前提条件・数値は、その根拠・妥当性について詳細を説明すること。

(8) 低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画

低炭素水素等供給事業の実施において必要なプロジェクトコストは〇億円（設備投資金額〇億円、運転資金〇億円）であり、〇製造工場及び関連設備の建設費の支払いは契約時（〇億円、yyyy/mm）、起工時（〇億円、yyyy/mm）、完工時（〇億円、yyyy/mm）に分割払いが予定されている。今般設立する SPC は、資金総額のうち〇%を低炭素水素等供給事業者より出資、残りの〇%を金融機関からの調達を予定している。SPC の出資金は、A 社より〇億円（自己資金）、B 社より〇億円（自己資金）、C 社より〇億円（〇銀行よりコーポレートローンで調達）より賄われる。契約時及び起工時の支払いは出資金で充当する予定。完工時の支払いは、金融機関からの調達を予定しており、FA の〇銀行、アレンジャーの〇銀行、〇銀行、〇銀行よりプロジェクトファイナンスを検討している。上記計画にて、各行より添付資料〇〇の通りに意向表明書を受領済み。なお、詳細な借入条件（借入期間、金利、担保、保証、貸付実行条件、コベナント等）および返済計画については添付資料〇〇参照。

（注）低炭素水素等供給事業者の資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

●「別表 1 1-(8)低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画」について

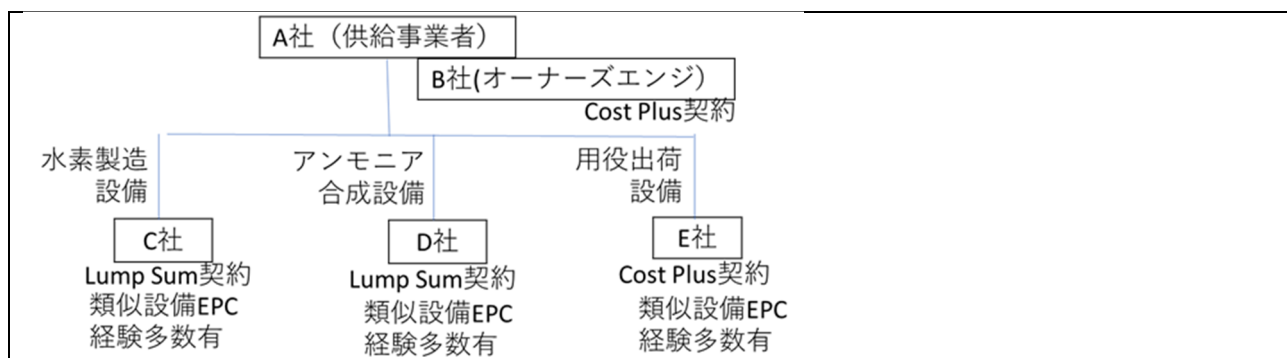
- 資金調達にかかる金融機関との証拠書類（契約書・LOI など）があれば添付すること。

(9) 低炭素水素等供給事業の用に供する E P C の実施体制

該当 XX 国グリーンアンモニア製造設備の EPC 実施に関しては、XX 年 XX 月本支援採択条件付きの競争見積の結果、以下の遂行体制で実施することを決定した。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。



（注）EPCの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

●「別表 1 1-(9)低炭素水素等供給事業の用に供するEPCの実施体制」について

- 製造施設等の建設に関与するコントラクター等を含めた実施体制や契約（支払いに関連することを含む）について記載すること。
- EPC等に関係するコントラクターの類似業務の実績とオーナー企業のオペレーターとしての経験についても説明すること。

（10）低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）

（省略）

●「別表 1 1-(10) 低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）」について

- 当該事業を構成する主要な技術の技術成熟度（TRL）について、根拠となる事実を含め、記載すること。欄内は簡潔に記載し、必要に応じ補足資料を添付すること。TRLは原則としてIEAを参照すること。
（参考：<https://www.iea.org/reports/innovation-gaps>）
- 計画申請時点でTRLが低いと考えられる場合は、事業の開始までにTRLが向上する取組、タイムラインを記載すること。

（11）関連する類似業務等の実績

（省略）

●「別表 1 1-(11)関連する類似業務等の実績」について

- 類似業務の知見やノウハウを本事業にどのように活用するかを説明すること。

- 申請者が有する石油・天然ガスの燃料資源開発、再生可能エネルギーの事業開発の実績（ない場合はその旨）については、特に記載すること。

（１２）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（国内）

- ① ○○社が行う○○事業について、高圧低炭素水素ガスの製造に係る設備については、水素等供給等促進法に基づく国からの製造の承認（同法第 12 条第 1 項）又は高圧ガス保安法に基づく県からの製造の許可（同法第 5 条第 1 項）が必要
- ② ○○社が行うパイプライン輸送及び需要者への供給について、ガス事業法に基づくガス小売事業の登録（同法第 3 条）が必要

【取得の見込み】

○社は○○法の許可（上記のような保安法令等に基づく許可）を受けて○○についての事業を、○社は○○についての事業をそれぞれ実施し、これら法令を遵守し、重大事故を起こしていない実績を有しており、また、それぞれにおいて安全確保に係る体制・規程類を整備する能力・経験を有していることから、申請に係る事業を実施することができるものと考えている。申請に係る事業に要する資金は、自己資金、○○により調達する計画である。

（海外）

- ③ ○○社が行うアンモニアの製造から出荷まで、○○国の○○法に基づく許認可手続きが必要

【取得の見込み】

○○国の現地のコンサルティング会社○○及び法律事務所○○（いずれも同様事業における許認可取得実績あり）に委任して手続きを進めている。

- ・ 上記の安全等に関する法令を遵守するため、各社において保安活動に関する活動規程を定め、その中で経営者のコミットメント、保安管理担当役員の選任、保安対策本部及び保安管理部門の設置、保安に関する資源の配分、保安業務の改善その他の保安に関する法令遵守及びリスク評価及び管理のための組織・体制を規定し、これに基づき業務を実施する。また、○社、○社における安全に関する役割及び責任分担についての取決めを締結する。（詳細は 7（１）実施体制及び別紙 ○）

●「別表 1 1-12安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み」について

- 事業実施に必要な許認可等を列挙し、現在のステータス（取得済み、申請中、事前相談中、事前相談前など）及び取得に向けスケジュールを簡潔に示すこと。許認可等の数に応じて、適宜、表にして別添で示すこと。
- 記載例を参考に必要な手続きや法人の実施能力、リスク評価体制等も記載すること。

（１３）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(省略)

- 「別表 1 1-(13)事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し」について
 - 事業実施地域の住民・地方公共団体に対する、当該事業の実施についての周知状況（積極的周知、消極的周知を問わず、当該事業の実施が認識されている状態か）を記載すること。
 - 事業実施地域の住民・地方公共団体から、当該事業の実施について受容されているか（反発を受けているかどうか）を記載すること。
 - 事業実施地域の住民・地方公共団体の理解促進に関する施策を行っている場合、その内容について簡潔に記載すること。

（14）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

(省略)

- 「別表 1 1-(14)事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制」について
 - 事業実施地域において、当該事業の実施に向け、地方公共団体や地域の企業と構成する官民協議会等に基づき、連携・協力する取組を行っている場合、その取組内容を記載すること。
また、その取組内容や当該協議会等で策定した地域構想等について、公表している場合はその旨も記載すること。
 - 海外から低炭素水素等を輸入して供給する事業であっても、国内の供給先において地域構想を策定している場合、同様に記載すること。

（15）その他特記事項

(省略)

(注) 低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに（1）～（15）を記載すること。

2 低炭素水素等利用事業に関する説明

（1）低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

【甲社】〇〇石炭火力発電所の石炭の代替用途として、年間〇〇トンのアンモニア消費を予定しており、二酸化炭素の排出削減量は、既存燃料ベースと比較して年間〇〇トンを見込む。算定手法とその根拠は別添〇に示す。

- 「別表 1 2-(1)低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明」について
 - 利用事業者の低炭素水素等の利用量・利用用途ごとに、期待される二酸化炭素の排出削減量を記載すること。また、その算定手法と算出根拠を説明すること。

(2) 低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

(省略)

- 「別表 1 2 - (2)低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策」について
 - 別表 1 1-(2) (ロ) の解説を参照すること。

(3) 参照価格の設定に関する説明

【甲社】 以下のように設定する。

用途①	ボイラー燃料（天然ガス代替、新たな用途）
指標等	a. 財務省貿易統計天然ガス CIF 価格（低位発熱量による換算） + d. 低炭素水素等の利用側への別の政府支援：0 円 + e. 個別取引独自の脱炭素価値：〇〇円/ H2-kg
利用量	〇〇H2-kg／助成期間全体 内訳：2029 年度 〇〇H2-kg … 2043 年度 〇〇H2-kg

用途②	雰囲気ガス（グレー水素代替、既存用途）
指標等	f. 〇〇円/H2-kg（固定値として設定） 根拠は別添〇のとおり + g. 個別取引独自の脱炭素価値：〇〇円/ H2-kg
利用量	〇〇H2-kg／助成期間全体 内訳：2029 年度 〇〇H2-kg … 2043 年度 〇〇H2-kg

(注)「参照価格」とは、低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。

(注) 2 以上の用途で低炭素水素等の利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の用途ごとに記載すること。

●「別表 2-(3) 参照価格の設定に関する説明」について

- ▶ 利用事業者ごと、用途ごとに「何の燃料・原料の代替として水素等を利用するか」及び「利用量（助成期間中及び各年度）」を明記し、下記の【参考】（５）及び（６）に従い、用途に応じ、参照する指標と換算方法を選択して記入すること。
- ▶ 新たな用途については、「a. 代替される既存原燃料の日本着時点における価格」のほか、「d. 低炭素水素等の利用側への別の政府支援」及び「e. 個別取引独自の脱炭素価値」がある場合、記載すること。
- ▶ なお、「b. 化石燃料の使用に際して制度上負担する費用」及び「c. 今後導入される排出量取引制度の下で形成される炭素価格」については、記載は不要とする。
- ▶ 既存用途については、過去の取引実績・販売価格等に基づく価格を記載し、別添でその根拠を示すこと。また、「g. 個別取引独自の脱炭素価値」がある場合、記載すること。

【参考】（５）参照価格－１

参照価格については、低炭素水素等供給等事業計画の認定時点で、次の①又は②の類型に基づき、用途を定め、支援期間中、その用途に応じて、月次で算定するものとする。

- ① 新たな用途向け（今まで一般的に商用に使われていなかった用途）
 - a. 代替される既存原燃料の日本着時点における価格※^１
 - +b. 化石燃料の使用に際して制度上負担する費用
（地球温暖化対策税含む石油石炭税＋化石燃料賦課金等）
 - +c. 今後導入される排出量取引制度の下で形成される炭素価格
 - +d. 低炭素水素等の利用側への別の政府支援（生産税額控除等）
 - +e. 個別取引独自の脱炭素価値※^２
- ② 既存の用途向け（既存の水素等について、商用で自立的な市場が既に確立している用途※^３の場合）
 - f. 過去の取引実績・販売価格等に基づく価格※^４
 - +g. 個別取引独自の脱炭素価値※^２

※１：【参考】（６）の低炭素水素等の用途ごとに示す類型に基づき、個別用途ごとに設定。

※２：a から d, f 及び国内輸送費以外の価格で、当該低炭素水素等の価値の評価として、供給事業者及び利用事業者間の低炭素水素等売買契約額に付加されることが想定される価格で、認定供給等事業計画に記載された価格。その 9 割を参照価格として加算する。

※３：工場新設等により新たに当該用途で用いる場合も含む。

※４：個別の低炭素水素等の利用者ごとの過去の契約金額（フォーミュラ含む）に基づき算出。契約金額が固定料金又は一部が固定料金の場合、契約実態に適した価格をその理由とともに示すこと。

【参考】（６）参照価格－２

（５）①の新たな用途向け（今まで一般的に商用に使われていなかった用途）の参照価格における「代替される既存原燃料の日本着時点における価格」の指標は次の表を基本とする。なお、今後、別の用途が出てきた際は、新たな類型として追加する。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

※財務省貿易統計については、統計番号ごとの品名単位で指標とできる。

用途		被代替物	参照指標	水素等の換算
燃料		石炭	財務省貿易統計石炭 CIF 価格速報値	熱量比 (低位発熱量)
		軽油※ ¹	石油製品価格調査卸売価格	
		ガソリン※ ¹	石油製品価格調査卸売価格	
		灯油	石油製品価格調査卸売価格	
		重油	石油製品価格調査産業用価格	
		石油コークス	財務省貿易統計石油コークス CIF 価格速報値	
		天然ガス	財務省貿易統計天然ガス CIF 価格速報値	
		都市ガス	財務省貿易統計天然ガス CIF 価格速報値	
原料	水素還元製鉄（高炉）	石炭	財務省貿易統計石炭 CIF 価格速報値	0.410kg 石炭/Nm ³ 水素
	カーボンリサイクル高炉	石炭	財務省貿易統計石炭 CIF 価格速報値	0.410kg 石炭/Nm ³ 水素
	その他水素の新たな用途としての原料利用（CO ₂ 利用による合成等）	水素	財務省貿易統計天然ガス CIF 価格速報値 × 2.7	1

※1：低炭素水素等利用事業が水素ステーションの運営事業であり、商用車（トラック・バス等）及び乗用車（タクシー含む）の双方の利用が見込まれ、用途ごとの供給量を峻別できる場合、商用車は軽油、乗用車はガソリンを被代替物とし、用途ごとの供給量を峻別できない場合、ガソリンを被代替物とします。

【参考】（7）参照価格－3

（5）②の既存の用途向け（既存の水素等について、商用で自立的な市場が既に確立している用途の場合）における指標は次の考え方を基本とする。

ア）水素等を利用する事業者が、現在、同一用途のために水素等を他社から購入している場合は、当該既存の水素等の売買契約の金額（市場価格に連動する価格フォーミュラ含む）に準拠^{*1}し、参照価格の指標を設定する。ただし、既存の売買契約が輸送・加工等と一体不可分であり、水素等の原価に相当する価格を分離して算出できない場合は、既存の水素等の市場価格を示す価格指標等^{*2}を参照価格の指標とすることができる。

イ）水素等を利用する事業者が、現在、同一用途のために水素等を他社から購入していない場合（工場を新設して新たに水素等利用する設備を導入するケースや、現在自社工場で水素等を製造して使用しているケースなど）は、既存の水素等の市場価格を示す価格指標等^{*2}を参照価格の指標とする。

^{*1} 現在締結している水素等の売買契約において、価格フォーミュラを設定している場合は同様のフォーミュラを用いる。そうでない場合であって、固定価格で価格を設定しているものの、定期的に価格の更新を行っており、15年の支

援期間中、固定価格とすると不都合が生じる場合は、現在の水素等の購入金額の水準を踏まえた、市場価格との連動や物価補正等を行う価格フォーミュラとすることができる。

*2 一般的な価格指標を参照することを想定。なお、水素については、適切な価格指標が存在しない場合は、財務省貿易統計天然ガス CIF 価格速報値×2.7 を指標とすることができる。

(4) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設の E P C の実施体制

(省略)

(注) E P C の事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

● 「別表 1 2-(4)低炭素水素等利用事業の用に供する施設の E P C の実施体制」について

➤ 「別表 1 1-(9)」の解説を参照すること

(5) 低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

(省略)

● 「別表 1 2-(5) 低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）」について

➤ 別表 1 1-(10) の解説を参照すること

(6) 関連する類似業務等の実績

【甲社】(省略)

● 「別表 1 2-(6)関連する類似業務等の実績」について

➤ 別表 1 1-(11)の解説を参照すること。

(7) 安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

【甲社】(省略)

● 「別表 1 2-(7)安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

み」について

➤ 別表 1 1-(12)の解説を参照すること。

(8) 事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

【甲社】(省略)

● 「別表 1 2-(8)事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し」について

➤ 別表 1 1-(13)の解説を参照すること。

(9) 事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

【甲社】(省略)

● 「別表 1 2-(9)事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制」について

➤ 別表 1 1-(14)の解説を参照すること。

(10) その他特記事項

(注) 低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあっては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(10)を記載すること。

===利用事業者が2者以上の場合は下にまとめて枠を追加して記載すること===

(1) 低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

【乙社】(省略)

(2) 低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

【乙社】(省略)

(3) 参照価格の設定に関する説明

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

【乙社】(省略)

(4) 低炭素水素等利用事業の用に供する施設のEPCの実施体制

【乙社】(省略)

(5) 低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度(貯蔵技術・輸送技術・利用技術)

【乙社】(省略)

(6) 関連する類似業務等の実績

【乙社】(省略)

(7) 安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

【乙社】(省略)

(8) 事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

【乙社】(省略)

(9) 事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

【乙社】(省略)

(10) その他特記事項

===利用事業者が2者以上の場合は上のようにまとめて枠を追加して記載すること===

3 低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

(1) 低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

(省略)

- 「別表 1 3 - (1)低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策」について
- 別表 1 1-(2) (ロ) の解説を参照すること。

(2) 低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の E P C の実施体制

(省略)

(注) E P C の事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

- 「別表 3-(2)低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の E P C の実施体制」について
- 「別表 1 1-(9)」の解説を参照すること

(3) 低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

(省略)

- 「別表 3-(3) 低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）」について
- 別表 1 1-(10) の解説を参照すること

(4) 関連する類似業務等の実績

(省略)

- 「別表 1 3-(4)関連する類似業務等の実績」について
- 別表 1 1-(11)の解説を参照すること。

(5) 安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(省略)

- 「別表 1 3-(5)安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み」について
- 別表 1 1-(12)の解説を参照すること。

(6) 事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

(省略)

- 「別表 1 3-(6)事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し」について
- 別表 1 1-(13)の解説を参照すること。

(7) 事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

(省略)

- 「別表 1 3-(7)事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制」について
- 別表 1 1-(14)の解説を参照すること。

(8) その他特記事項

- (注)「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第 7 条第 3 項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。
- (注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあつては、(1)～(8)を記載すること。
- (注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が 2 以上の場合にあつては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(8)を記載すること。

4 環境適合性に関する説明

(1) 国内で排出される二酸化炭素の量の算定

本計画の実施による二酸化炭素の量の変化量は、－〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)。
その内訳は下記のとおり。

【製造に伴う二酸化炭素の変化量】

(輸入の場合)

低炭素水素等の製造は、海外で行うため、製造に伴う二酸化炭素の排出量は計上しない。

(国内製造の場合)

製造による二酸化炭素の量の変化量は、＋〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)。(②－①)

① 低炭素水素等が代替する既存原燃料の製造に伴う二酸化炭素の排出量

低炭素水素等の製造は、海外で行うため、製造に伴う二酸化炭素の排出量は計上しない。

② 本計画に従って行う低炭素水素等の製造に伴う二酸化炭素の排出量

〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)

※ 詳細は 2 (2) 低炭素水素等の種類に記載のとおり。

【貯蔵等に伴う二酸化炭素の変化量】

国内での受入から利用事業者に到達するまでに排出される二酸化炭素の量の変化量は、＋〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)。(②－①)

① 低炭素水素等が代替する既存原燃料の貯蔵等に伴う二酸化炭素の排出量

〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)

※ 詳細は別添〇のとおり (石炭のローリー輸送、内航船による転送等含む)

② 本計画に従って行う低炭素水素等の貯蔵等に伴う二酸化炭素の排出量

〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)

※ 詳細は別添〇のとおり (アンモニアのローリー輸送、アンモニアクラッキング、内航船による転送等含む)。

【利用に伴う二酸化炭素の変化量】

利用による二酸化炭素の量の変化量は、－〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)。(②－①)

① 低炭素水素等が代替する既存原燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出量

〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)

※ 詳細は別表 1 2-(1)に記載のとおり。

② 本計画に従って行う低炭素水素等の利用に伴う二酸化炭素の排出量

〇〇kg-CO₂/kg-NH₃ (〇〇kg-CO₂/年)

※ 詳細は別表 1 2-(1)に記載のとおり。

● 「別表 1 4(1) 国内で排出される二酸化炭素の量の算定」について

- 計画の実施による二酸化炭素の量の変化量は、“【製造に伴う二酸化炭素の変化量 (②－①)】＋【貯蔵等に伴う二酸化炭素の変化量 (②－①)】＋【利用に伴う二酸化炭素の変化量 (②－①)】”の値を記載すること。

変化量の値がプラス (+) となった場合は、国内での二酸化炭素の排出量が増加させるものとして、値がマイナス (－) となった場合は、国内での二酸化炭素の排出量を削減するものとして、それぞれ符号を付すこと。

- 国内で行われる事業領域 (製造、貯蔵等、利用) ごとに排出される二酸化炭素の量を算定すること。

【製造に伴う二酸化炭素の変化量】については、「2 (2) 低炭素水素等の種類」を参照し、算定範囲外で排出される二酸化炭素の量がある場合は、その値も加えること。

【利用に伴う二酸化炭素の変化量】については、「別表 1 2-(1) 低炭素水素等利用事業により排出

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

される二酸化炭素の量の削減に関する説明」を参照し、利用事業者各社の二酸化炭素の排出量の合計値を記載すること。

(2) 二酸化炭素の排出を削減するための取組

供給事業者である A 社 (SPC) の最大出資社である B 株式会社は 2023 年〇月に GX リーグに参画している。

● 「別表 1 4(2) 二酸化炭素の排出を削減するための取組」について

- 当該欄には、助成金の交付を受けようとする事業者が GX リーグに加入する等、二酸化炭素の排出を削減するための取組を記載すること。
- 助成金の交付を受けようとする事業者が SPC の場合は、その最大出資社の取組を記載すること。

(3) その他特記事項

5 事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

(1) 低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

(省略)

● 「別表 1 5-(1) 低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組」について

- 当該事業が支援終了後に自立すると見込まれることについて、供給コスト低減に向けた取組、将来の事業環境の見通し、利用事業者への販売金額の転嫁等の観点を踏まえ、政府による支援から自立するための工夫について説明すること。
- 支援終了後の供給コストについては、原則として具体的な価格又は価格フォーミュラとして定量的に記載すること。また、申請者が支援終了時点で想定する資源価格やカーボンプライシング等の前提がある場合は、その内容を記載すること。
- 支援終了後の継続した購入について、利用事業者との調整状況（購入する価格を想定している場合は、その価格及びコミットの程度）を記載すること。

(2) 事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

(省略)

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

●「別表 1 5-(2) 事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針」について

- 支援対象となるプロジェクト以降の後続サプライチェーンの構築へとつながる事業の実施予定・見込を記載すること。

(3) 国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

本事業のサプライチェーン全体で発生する国内の建設・設備投資額は○億円（うち、投資済み金額○億円、投資予定金額○億円）（別添○参照）を予定している。製造事業で○人、利用事業で○人、貯蔵等事業で○人、計○の雇用創出を見込む（別添○参照）。国内の建設・設備投資額に含まれていない海外における国産の設備等の投資額は○億円（別添○参照）を想定している。

●「別表 1 5-(3) 国内への経済波及効果や雇用創出などの規模」について

- 国内への投資や雇用創出等の規模その他の経済的な波及効果についての見通しを記載し、その根拠について説明すること。

- 上記経済波及効果を算出する際に使用した、本事業のサプライチェーン（供給、利用、貯蔵等のいずれも含む）を構築するために行う（もしくは既に行った）国内の建設投資及び設備投資に要する費用を以下の通りに Excel にまとめて提出すること。ただし、1 億円以上の費用に限る。

➤ A 列：通し番号

➤ B 列：事業者名

➤ C 列：建設・設備内容※1

➤ D 列：統合大分類※2

➤ E 列：建設・設備投資金額（単位：百万円）

※1：建設・設備内容については水電解装置、パイプライン、貯蔵タンクなどの設備単位ごとの粒度で記載すること。なお、複数の統合大分類からなる設備の場合は、金額として最も多額な統合大分類を記入すること。

※2：統合大分類は、総務省が公表している最新の産業連関分析の部門分類表を参照して記載すること。

（作成例）

A 列	B 列	C 列	D 列	E 列(百万円)
1	(会社名を記入)	水電解装置	電気機械	(金額を記入)
2	(会社名を記入)	パuffersタンク	鉄鋼	(金額を記入)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(4) その他特記事項

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(備考)

1. 機構による助成金の交付（法第10条第1号イ関係）を希望する場合に記載すること。
2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

(別表 2)

機構による助成金の交付（法第 10 条第 1 号ロ関係）

1 機構による助成金の交付（法第 10 条第 1 号ロ関係）を希望する供給等施設に関する説明

(1) 当該供給等施設の整備のスケジュール

--

(注) 当該供給等施設の整備のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

(注) ① 基本設計（以下「F E E D」という。）期間、② 最終投資決定（F I D）、③ 設計・調達・工事（以下「E P C」という。）期間、④ 商業運転開始（C O D）、⑤ 当該供給等施設を取得する日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明記すること。

(2) 当該供給等施設の整備の方針

--

(3) 当該供給等施設の内容

(イ) 当該供給等施設の F E E D の内容

(単位：百万円)

供給等施設の名称	F E E D 着手	F E E Dに 要する期間	金額
	年 月	年 月～ 年 月	
	年 月	年 月～ 年 月	
当該供給等施設の F E E D 合計金額			

(注) 金額の算出根拠を提出すること。

(注) 2 以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

(ロ) 当該供給等施設の E P C の内容

(単位：百万円)

供給等	供給等	数量・	金額	合計
-----	-----	-----	----	----

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

施設の 名称	施設の 説明	単価							
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
当該供給等施設のE P C 合計金額									

(注) 金額の算出根拠を提出すること。

(注) 2以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

(4) 当該供給等施設の整備に必要な資金の調達及び返済計画

(注) 当該供給等施設の整備に必要な資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

(5) 当該供給等施設のF E E D及びE P Cの実施体制

(注) 図や表などを用いて記載すること。

(6) 当該供給等施設を活用して行う低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売の事業収支

(注) 低炭素水素等の貯蔵または輸送に係る事業収支を記載すること。

(注) 事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

(注) 事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

(7) 安全に関する法令に係る許認可等その他の当該供給等施設の整備及び事業実施に必要な許認可等 を取得する見込み

(8) 当該供給等施設を整備する地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

(9) 当該供給等施設を整備する地域における地方公共団体との連携・協力体制

(10) 港湾に整備する当該供給等施設の環境対策及び港湾管理者との調整状況

(注) 港湾に当該供給等施設を整備する場合に記載すること。

(11) その他特記事項

(注) 当該供給等施設を整備する事業者が2以上の場合にあっては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(11)を記載すること。

2 低炭素水素等供給事業に関する説明

(1) 低炭素水素等供給事業における想定リスクとその対策

(2) 低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

(3) 関連する類似業務等の実績

(4) その他特記事項

(注) 低炭素水素等供給事業者が2以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(4)を記載すること。

3 低炭素水素等利用事業に関する説明

(1) 低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

(2) 低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

(3) 低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

(4) 関連する類似業務等の実績

(5) その他特記事項

(注) 低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(5)を記載すること。

4 低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

(1) 低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

(2) 低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

(3) 関連する類似業務等の実績

(4) その他特記事項

(注) 「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第7条第3項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあつては、(1)～(4)を記載すること。

(注) 低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して当該事業者ごとに(1)～(4)を記載すること。

5 環境適合性に関する説明

(1) 国内で排出される二酸化炭素の量の算定

(2) 二酸化炭素の排出を削減するための取組

(3) その他特記事項

6 事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

(1) 低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

(2) 事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

(3) 国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

(4) 法第10条第1号ロの措置を活用して整備する拠点の中長期的な発展の見通し

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(5) その他特記事項

(備考)

1. 機構による助成金の交付（法第10条第1号ロ関係）を希望する場合に記載すること。
2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(別表 3)

港湾法の特例措置（法第11条第2項関係）

該当する行為	港湾法第38条の2第1項 {第1号・第2号・ 第4号 } の施設の 建設・改良
施設の位置、種類、規模及び構造	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇、〇〇プラント、〇〇m ² 、〇〇構造
施設の使用の計画	別紙1のとおり
施設の 建設・改良 の工事の開始及び完了の予定期日	〇〇年 〇〇月～ 〇〇年 〇〇月

(備考)

1. 港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。
2. 同法第38条の2第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

●別表 3 について

- 供給等施設を整備しようとする港湾の港湾管理者のホームページ等を参考に記載すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(別表 4)

港湾法の特例措置（法第11条第2項関係）

該当する行為	{工場・事業場} の {新設・増設}
{工場・事業場} の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積	
{工場・事業場} の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画	別紙1のとおり
{工場・事業場} の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	別紙2のとおり
{工場・事業場} の {新設・増設} の工事の開始及び完了の予定期日	〇〇年 〇〇月～ 〇〇年 〇〇月
{工場・事業場} に係る事業の開始の予定期日	〇〇年 〇〇月

(備考)

1. 港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。
2. 同法第38条の2第1項第3号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

●別表4について

- 供給等施設を整備しようとする港湾の港湾管理者のホームページ等を参考に記載すること。

別紙 1

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

1 搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
アンモニア	〇トン/年	船舶	—	—	〇トン/年
合 計					〇トン/年

2 搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合 計					

(備考)

1. 貨物の量の概計は、通常の1年間の貨物の量の概計を記載すること。
2. 港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物を行い、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。
3. 「輸送に関する計画」の欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。
4. 貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

●別表 4 別紙 1 について

- 供給等施設を整備しようとする港湾の港湾管理者のホームページ等を参考に記載すること。

別紙 2

廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

1 廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法

2 その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

--

(備考)

1. 廃棄物の量の概計は、通常の 1 年間の廃棄物の量の概計を記載すること。
2. 廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

●別表 4 別紙 2 について

- 供給等施設を整備しようとする港湾の港湾管理者のホームページ等を参考に記載すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(別表 5)

港湾法の特例措置（法第 11 条第 2 項関係）

変更する事項	港湾法第 38 条の 2 第 2 項 {第 2 号・第 3 号・第 4 号}
変更の内容	
変更に係る工事の開始及び完了の予定期日	
変更を必要とする理由	

(備考)

1. 港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。
2. 同法第 38 条の 2 第 4 項の規定による変更をしようとする場合のみ記載すること。
3. 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

●別表 5 について

- 供給等施設を整備しようとする港湾の港湾管理者のホームページ等を参考に記載すること。

記載要領

※記載例は赤字、記載時の注意事項は青字で記載しています。

(別表 6)

事業計画書（導管の設置について）

1 導管を設置する事業者

(1) 設置する事業者の氏名又は名称

(2) 設置する導管の施設・設備

設置場所	区間	起点：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇～～終点：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
	経過地	経過地：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
総延長		〇〇m
内径		〇〇m
導管内の常用圧力		〇〇kPa
輸送する低炭素水素等の種類		水素
低炭素水素等輸送能力		〇〇万 t / 年
低炭素水素等を輸送する際に溶媒を利用する場合にあってはその溶媒		例 1 使用しない 例 2 メチルシクロヘキサン
ガス事業法のガス小売事業に該当するか		該当、非該当

(備考)

1. 本紙は、導管を設置する事業者別に作成すること。
2. 導管の設置場所については、連続する導管であって、その内径が同一であり導管内の圧力が連続して変化する範囲のものを 1 区間とし、「区間」の欄には、その起点及び終点の所在地を記載するとともに、「経過地」の欄には、当該導管の経過する地名を記載すること。
3. 「総延長」の欄には、導管の起点から終点に至る総延長を記載すること。
4. 「内径」の欄には、上記 1 によるところの「区間」ごとに内径を記載すること。
5. 「導管内の常用圧力」の欄には、上記 1 によるところの「区間」ごとに常用圧力を記載すること。
6. 「低炭素水素等輸送能力」の欄には、本導管を正常に利用した場合における 1 年間に輸送し得る低炭素水素等の量を記載すること。
7. ガス事業法のガス小売事業に該当するかについては、該当するものを○で囲むこと。
8. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。